

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2021年 2 月16日 提出
【計算期間】	第20期（自 2019年11月19日 至 2020年11月16日）
【ファンド名】	J A 資産設計ファンド（安定型） J A 資産設計ファンド（成長型） J A 資産設計ファンド（積極型）
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 一生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号
【電話番号】	03-5210-8500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンド（安定型、成長型、積極型）は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会の指針に基づく商品分類は、各ファンドとも同じ以下の分類です。

商品分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

属性区分：その他資産（投資信託証券：資産複合（資産配分固定型：株式・債券・円短期金融商品）） / 年1回 / グローバル（含む日本） / ファミリーファンド / 為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

○商品分類および属性区分 一覧表

（各ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<http://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		海外
	内外	その他資産（ ）
内外		資産複合

追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

内 外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

資 産 複 合:目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

（当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類（表紙）と属性区分における投資対象資産は異なります。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	(あり)
一般		日本		
大型株	年2回	北米		
中小型株		欧州		
債券	年4回	アジア	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
一般	年6回 (隔月)	オセアニア		
公債		中南米		
社債	年12回 (毎月)	アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ()	日々	エマージング		
不動産投信	その他 ()			
その他資産 (投資信託証券:資産複合(資産配分固定型 :株式・債券・円短期金融商品))				
資産複合 ()	その他 ()			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

その他資産:組入れている資産を記載するものとする。

年 1 回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

グ ロ ー バ ル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

< 信託金の限度額 >

各ファンドにつき、委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第2条））

< ファンドの特色 >

1

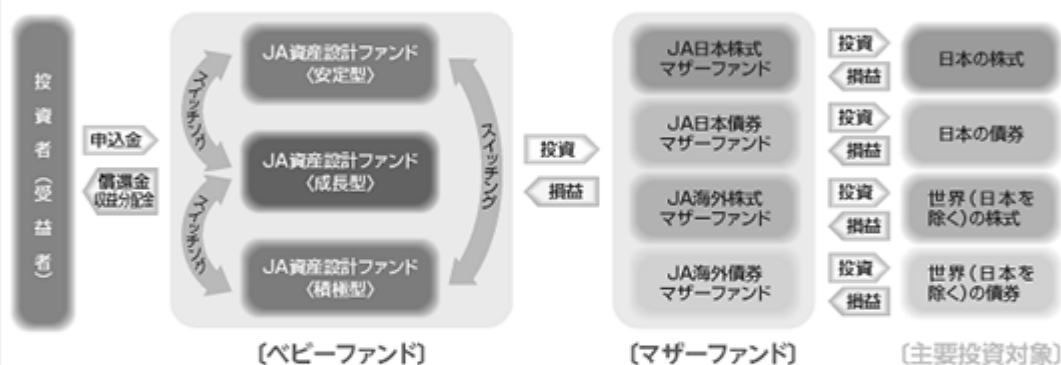
国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の各資産への分散投資によって、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 各資産への投資は、資産別のマザーファンドへの投資を通じて、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券の各資産に分散投資を行います。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うものです。



- ◎ 各ファンド間でスイッチングが可能です。

分配方針

毎年11月16日(休業日の場合は翌営業日)に諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

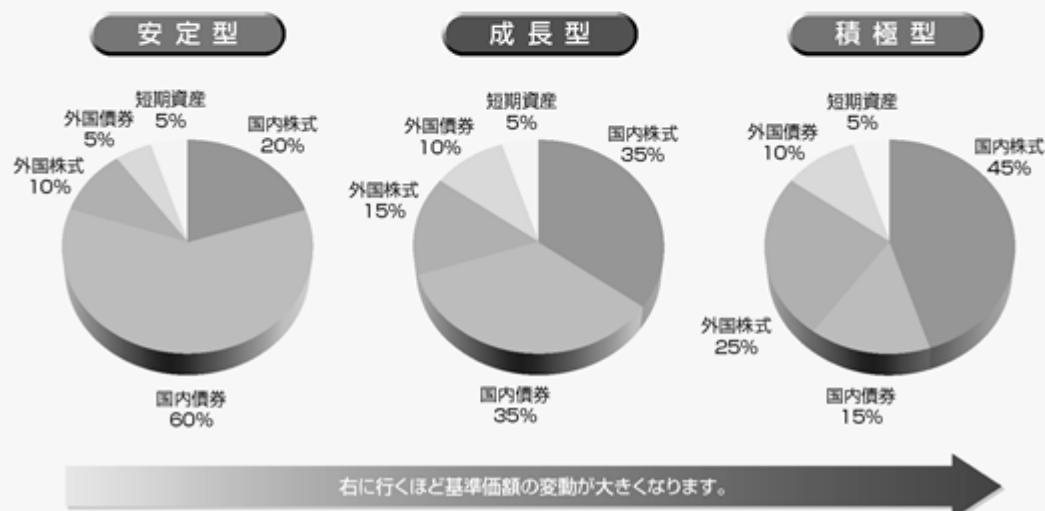
主な投資制限

- ◎ 親投資信託への投資割合には、制限を設けません。
- ◎ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- ◎ 株式への実質投資割合は、安定型と成長型は、信託財産の純資産総額の70%未満とし、積極型は、制限を設けません。

2

お客様のライフサイクルやリスクの許容度に応じて、3つのファンド(安定型、成長型、積極型)から選択いただけます。

- 3つのファンド(安定型、成長型、積極型)の各資産(資産別のマザーファンド)への基本配分比率は次のとおりとします。
- 基本配分比率は、市況動向等の中長期的な変化を考慮し、見直しを行う場合があります。
- 実際の運用に伴う各資産への配分比率の変動は、基本配分比率から原則として±5%の範囲内に抑えるように努めます。



※委託者が運用にあたって想定しているリスク度合を相対的に明示したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

また、上記の各資産の基本配分比率は、各マザーファンドの組入比率を表わしています。

運用委託先

JA海外株式マザーファンドおよびJA海外債券マザーファンドの外貨建資産等の運用指図に関する権限を、ウエリントン・マネージメントに委託します。

- 世界有数の運用会社のひとつであるウエリントン・マネージメントが、ファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により運用を行い、安定的な超過収益の獲得を目指します。

ウエリントン・マネージメントの概要

名 称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	ウエリントン・マネージメント香港リミテッド	ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド
所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン	中華人民共和国 香港	英国 ロンドン

※上記3社を総称して「ウエリントン・マネージメント」といいます。

- 特 徴：
- 世界で最古の運用機関のひとつ
 - 世界で有数の運用機関のひとつ
 - グローバルな事業展開
 - 1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社
 - ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界50カ国以上の2,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

3 当社が独自に指数化した合成インデックスを中長期的に上回る成果を目指します。

- 各ファンドは、それぞれに合成インデックスをベンチマーク*とします。

※「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

合成インデックスの基本構成

	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	短期資産
安定型	20%	60%	10%	5%	5%
成長型	35%	35%	15%	10%	5%
積極型	45%	15%	25%	10%	5%

「当社が独自に指数化した合成インデックス」とは、「国内株式:TOPIX(東証株価指数)*1」、「国内債券:NOMURA-BPI総合*2」、「外国株式:MSCI KOKUSAI-インデックス(当社円換算ベース)*3」、「外国債券:FTSE世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)*4」および「短期資産」の各数値を、各ファンドにおける上記合成インデックスの基本構成比率に基づいて合成・指数化したものです。

- ※1 「TOPIX(東証株価指数)」とは、東京証券取引所第一部に上場しているすべての日本企業の株式(内国株式)の時価総額を基にした株価指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。また、東京証券取引所は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ※2 「NOMURA-BPI総合」とは、国内債券市場で公募発行され一定の条件を満たす利付債の時価総額を基に野村證券株式会社が公表している指数で、野村證券株式会社の知的財産です。また、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任ありません。
- ※3 「MSCI KOKUSAI-インデックス(当社円換算ベース)」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界主要国の主要銘柄の時価総額を基にした株価指数で、同インデックス(米ドルベース)を基に、MSCI Inc.の許諾を得て、当社が独自に円換算したものです。
- ※4 FTSE世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同インデックス(米ドルベース)を基に、FTSE Fixed Income LLCの承諾を得たうえで、当社が独自に円換算したものです。

4 各マザーファンドの特色

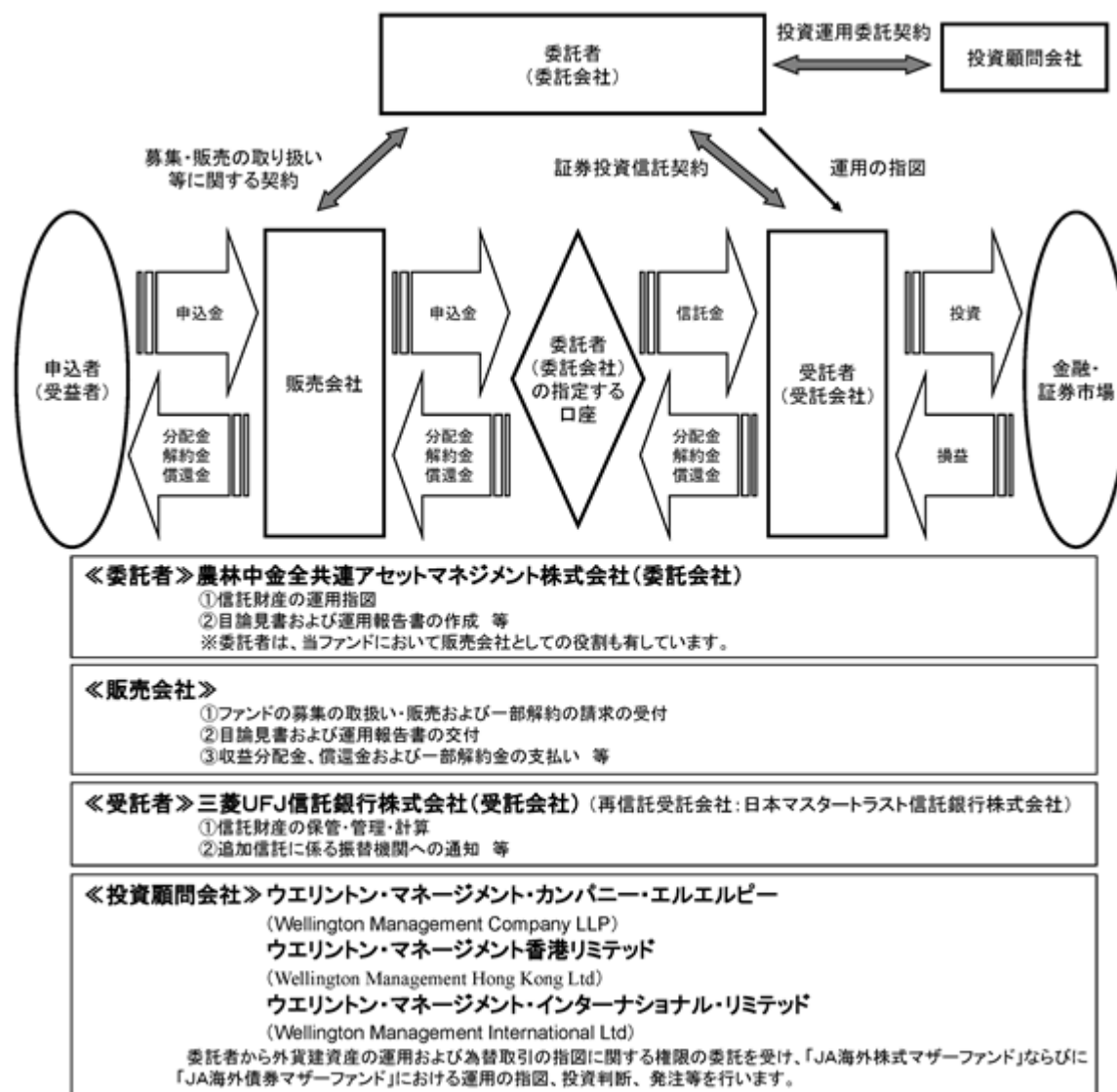
	JA日本株式 マザーファンド	JA日本債券 マザーファンド	JA海外株式 マザーファンド	JA海外債券 マザーファンド
運用会社	農林中金全連アセットマネジメント			
(外部委託)	—	—	ウエリントン・マネージメント	
主要投資対象	日本の株式	日本の債券	日本を除く世界先進 各国の株式	日本を除く世界各国 の債券
ベンチマーク	TOPIX (東証株価指数)	NOMURA-BPI総合	MSCI KOKUSAI-イン デックス(当社円換 算ベース)	FTSE世界国債イン デックス(除く日本、当 社円換算ベース)
運用手法 (ベンチマークに 対する超過収益 の追求方法)	定量分析と定性分析 による個別銘柄選択	デュレーション調整、 イールドカーブ調整、 セクター配分、個別銘 柄選択	定量分析と定性分析 による個別銘柄選択	国別配分、デュレー ション調整、イールド カーブ調整、通貨配分、 セクター配分、個別銘 柄選択

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2001年 1 月19日 有価証券届出書の提出
 2001年 2 月 5 日 募集開始日
 2001年 2 月20日 信託契約締結日、ファンドの設定および運用開始日
 2007年 1 月 4 日 振替制度へ移行

（３）【ファンドの仕組み】



委託者（委託会社）の概況（2020年12月30日現在）

資本金の額

34億 2 千万円

沿革

1993年 9 月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月 8 日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年 8 月20日 投資顧問業務の登録

9 月30日 投資一任業務認可取得

10月 1 日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億 2 千万円

2000年10月 1 日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年 9 月30日 金融商品取引業の登録

2012年 7 月26日 A 種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億 2 千万円）

大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町 1 丁目13番 2 号	19,550	36.61
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町 2 丁目 7 番 9 号	18,850	35.30
農中信託銀行株式会社	東京都千代田区神田錦町 2 丁目 2 番 1 号	15,000	28.09

（注）農林中央金庫及び全国共済農業協同組合連合会が保有する株式はすべて普通株式であり、農中信託銀行株式会社が保有する株式はすべて議決権を有しないA種種類株式です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 50.91%

全国共済農業協同組合連合会 49.09%

（参考）

ウエリントン・マネージメントの概要

名 称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	ウエリントン・マネージメント香港リミテッド	ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド
所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン	中華人民共和国 香港	英国 ロンドン

※上記3社を総称して「ウエリントン・マネージメント」といいます。

特 徴：● 世界で最古の運用機関のひとつ ■1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社
 ● 世界で有数の運用機関のひとつ
 ● グローバルな事業展開 ■1ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界50ヵ国以上の2,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

2【投資方針】

J A 資産設計ファンド（安定型）

J A 資産設計ファンド（成長型）

J A 資産設計ファンド（積極型）

（1）【投資方針】

a . 基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第○条」とは、信託約款の条項等と対応しております。

また、信託約款の条項等は特に記載がない場合、上記各ファンド共通となっております。（以下同じ。）

b．運用方法

投資対象

ＪＡ日本株式マザーファンド受益証券、ＪＡ日本債券マザーファンド受益証券、ＪＡ海外株式マザーファンド受益証券およびＪＡ海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

（イ）主として上記 の各親投資信託の受益証券に投資を行うことにより、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用にあたっては、当社が独自に指数化した合成インデックスをベンチマーク ¹ とします。

なお、安定型・成長型・積極型ごとに、「各資産（資産別のマザーファンド）への基本配分比率」（下表において と表記しています。）および「ベンチマークとする合成インデックスの構成割合」（下表において と表記しています。）は、次のとおりとします。

	ＪＡ日本株式マザーファンド	ＪＡ日本債券マザーファンド	ＪＡ海外株式マザーファンド	ＪＡ海外債券マザーファンド	短期資産
	TOPIX（東証株価指数） ²	NOMURA - BPI総合 ³	MSCI KOKUSAI・インデックス（当社円換算ベース） ⁴	FTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース） ⁵	短期資産
安定型	20%	60%	10%	5%	5%
成長型	35%	35%	15%	10%	5%
積極型	45%	15%	25%	10%	5%

- 「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。
- 「TOPIX（東証株価指数）」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての日本企業の株式（内国株式）の時価総額を基にした株価指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。また、東京証券取引所は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA - BPI総合」とは、国内債券市場で公募発行され一定の条件を満たす利付債の時価総額を基に野村證券株式会社が公表している指数で、野村證券株式会社の知的財産です。また、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任ありません。
- 「MSCI KOKUSAI・インデックス（当社円換算ベース）」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界主要国の主要銘柄の時価総額を基にした株価指数で、同インデックス（米ドルベース）を基に、MSCI Inc.の許諾を得て、当社が独自に円換算したものです。
- 「FTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同インデックス（米ドルベース）を基に、FTSE Fixed Income LLCの承諾を得たうえで、当社が独自に円換算したものです。

（ロ）運用にあたっては、基本配分比率から原則として±５％以内の乖離に抑制するように努めます。なお、基本配分比率は、市況動向等の中長期的な変化を考慮し、見直しを行う場合があります。

（ハ）実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

（二）資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

a．投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りま。

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．運用の指図範囲等（約款第16条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として次の第1号から第4号（下記1．から下記4．）までに掲げる農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下、各々を総称して「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、第5号から第26号（下記5．から下記26．）までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．J A日本株式マザーファンド受益証券
- 2．J A日本債券マザーファンド受益証券
- 3．J A海外株式マザーファンド受益証券
- 4．J A海外債券マザーファンド受益証券
- 5．株券または新株引受権証書
- 6．国債証券
- 7．地方債証券
- 8．特別の法律により法人の発行する債券
- 9．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 10．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 11．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 12．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 13．特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 14．コマーシャル・ペーパー
- 15．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 16．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で第5号から第15号（上記5．から上記15．）の証券または証書の性質を有するもの
- 17．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 18．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 19．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 20．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
- 21．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 22．外国法人が発行する譲渡性預金証書

23．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

24．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

25．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

26．外国の者に対する権利で第25号（上記25．）の有価証券の性質を有するもの

なお、第5号（上記5．）の証券または証書および第16号（上記16．）ならびに第21号（上記21．）の証券または証書のうち第5号（上記5．）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号（上記6．から上記10．）までの証券および第16号（上記16．）ならびに第21号（上記21．）の証券または証書のうち第6号から第10号（上記6．から上記10．）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号（上記17．）の証券および第18号（上記18．）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項（上記 ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

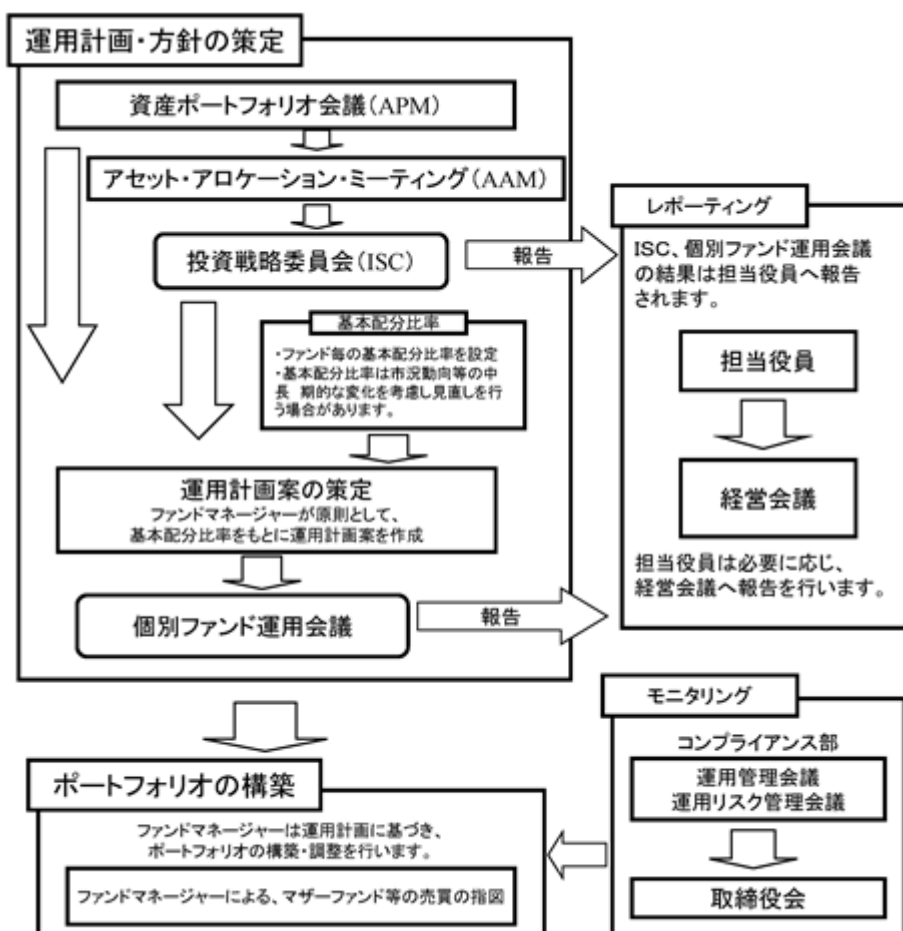
6．外国の者に対する権利で前号（上記 5．）の権利の性質を有するもの

第1項（上記 ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号（上記 1．から上記 6．）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

１．運用体制

ＪＡ資産設計ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



資産ポートフォリオ会議（ＡＰＭ）

月１回以上開催。資産ごとの市場分析・シナリオ案の作成を行います。

アセット・アロケーション・ミーティング（ＡＡＭ）

月１回以上開催。資産間のリスク・リターンの相対比較分析等を行い、資産配分方針案を作成します。

投資戦略委員会（ＩＳＣ）

原則月１回以上開催し、資産配分方針の決定や各市場の基本シナリオの承認を行います。

個別ファンド運用会議

原則月１回以上開催し、個別ファンドの運用計画を決定（承認）します。

２．ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	45名程度 (うち 投資判断に携わる者 35名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

３．ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社およびＪＡ海外株式マザーファンドならびにＪＡ海外債券マザーファンドにおいて運用の指図に関する権限を一部委託するウエリントン・マネージメントについて、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

a．収益分配方針（運用の基本方針 ３．収益分配方針）

毎決算時（毎年11月16日、休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

原則として、親投資信託に帰属する利子・配当収益のうち、信託財産に帰属する利子・配当収益を中心に分配を行います。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b．収益の分配方式（約款第42条）

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c．収益分配金の再投資等（約款第43条）

受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金（委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）が販売会社に交付されます。

販売会社は、別に定める契約（累積投資契約）に基づき、各受益者に対し遅滞なく、第1項（上記）の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得の申込により、増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

約款第48条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第2項（上記）および第3項（上記）の規定にかかわらず、そのつど、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第5項（上記）および約款第46条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎

の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（５）【投資制限】

a．親投資信託への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限）

各親投資信託（ＪＡ日本株式マザーファンド、ＪＡ日本債券マザーファンド、ＪＡ海外株式マザーファンドおよびＪＡ海外債券マザーファンド）の受益証券への投資割合には、制限を設けません。

b．株式への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限）

ＪＡ資産設計ファンド（安定型、成長型）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

ＪＡ資産設計ファンド（積極型）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

c．新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限、約款第16条）

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

d．投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限、約款第16条）

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e．投資する株式等の範囲（約款第18条）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第１項（上記）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

f．同一銘柄の株式等への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限、約款第19条）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社

債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

第1項、第2項および第3項（上記、上記および上記）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

g. 信用取引の指図範囲（約款第20条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

第1項（上記）の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第2項（上記）の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 先物取引等の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第21条）

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第22条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下、本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

第3項（上記）において、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

j．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第23条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

k．デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

l．信用リスク集中回避のための投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

m．有価証券の貸し付けの指図および範囲（約款第24条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の第1号（下記1．）および第2号（下記2．）の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

第1項第1号（上記 1．）および第2号（上記 2．）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

n．外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第25条）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により、100分の50以上となった場合には、速やかにこれを調整します。

第1項（上記 ）において、親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

o．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

p．外国為替予約の指図および範囲（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第27条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第1項（上記 ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

第2項（上記 ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

q . 一部解約の請求および有価証券売却等の指図（約款第33条）

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

r . 再投資の指図（約款第34条）

委託者は、約款第33条（上記 q . ）の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

s . 資金の借入れ（約款第35条）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

第1項（上記 ）の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

第1項（上記 ）の収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

t . デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

u . 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなさ

れる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

（参考）

「ＪＡ日本株式マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている銘柄および店頭登録銘柄を主要投資対象とします。

（２）投資態度

わが国の金融商品取引所に上場されている銘柄および店頭登録銘柄を主要投資対象とし、東証株価指数（以下「TOPIX」といいます。）を上回る投資成果を目指します。

運用にあたりまして、ボトムアップ型の個別銘柄選択の効果によりTOPIXに対しての超過収益の獲得に努めます。

株式の組入比率は原則として高位に保ちます。株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

組入銘柄・業種の選定にあたりましては、特定のテーマ・業種に偏ることがないように、分散投資を行うことを心がけます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

外貨建資産につきましては、投資を行いません。

（３）投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第16条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第17条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（参考）

「J A日本債券マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主にわが国の公社債に投資を行うことにより、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得に努め、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（以下「NOMURA-BPI総合」といいます。）を上回る投資成果を目指します。

運用にあたりまして、主にセクター別のアロケーションを行うこと、デュレーションの調整を行うことなどにより、NOMURA-BPI総合に対しての超過収益の獲得に努めます。なお、当ファンドが投資を行う公社債は流動性を考慮しつつ、原則としてBBBマイナス格相当以上の格付を有しているものとします。

また、公社債の組入比率は原則として高位に保ちます。

組入銘柄の選定、デュレーションの決定などはミクロ経済分析・ファンダメンタルズ分析等に基づいて行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

外貨建資産につきましては、投資を行いません。

（3）投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第16条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第17条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（参考）

「J A 海外株式マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主にモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ・インデックス（以下「MSCI KOKUSAI・インデックス」といいます。）に採用されている世界先進各国（日本を除く）の株式に積極的に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したMSCI KOKUSAI・インデックスを上回る投資成果を目指します。

運用にあたりましては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則として、ファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により銘柄選択を行い、当社が円ベースに換算したMSCI KOKUSAI・インデックスに対しての超過収益の獲得に努めます。

なお、株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクの回避を図るための為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（参考）

「J A 海外債券マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主として日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券およびモーゲージ証券等に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したFTSE世界国債インデックス（除く日本）を上回る投資成果を目指します。

運用にあたりましては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー、ウエリントン・マネージメント香港リミテッドおよびウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッドに外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則としてファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により、割安銘柄の発掘および投資ならびに各通貨間での為替運用を行い、当社が円ベースに換算したFTSE世界国債インデックス（除く日本）に対しての超過収益の獲得に努めます。また、投資対象とする公社債は、B B B マイナス格相当以上の格付を有する投資適格債とし、格付の低下により投資不適格となった場合には、該当銘柄の流動性を考慮しつつ、速やかに売却するよう指図を行います。

なお、公社債等の主要投資証券の組入比率は原則として高位に保ちます。

組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。また、通貨に関して、外国為替の売買の予約取引を行うことにより、収益の追求に努めることもあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に株式や債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

金利変動リスク

一般に、債券は市場金利の変動の影響を受け価格が変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。債券価格の下落幅は債券の残存期間、発行体および債券の種類等によって異なります。

為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は、外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか、各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体（国・企業等）の財政難や業績不振等により当該債券等の信用力（信用格付）が低下した場合や当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト（債務不履行）が生じた場合には、ファンドに組入れている債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落しあるいは無価値となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（２）その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。
 - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 当ファンドはベンチマークを中長期的に上回る成果を目指しますが、仮にファンドがベンチマークを上回る成果を上げていたとしてもベンチマーク自体が下落している場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

実質的な外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないことから、基準価額は大きく変動することもあります。

- 当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入る有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

「為替ヘッジ」とは、「為替変動リスク」を軽減するために行う外国為替取引を意味します。

（３）投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが日次ベースでポジションリスク管理およびパフォーマンス管理を行い、適宜、直属管理者に報告しています。

また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか否かを日次ベースで担当ファンドマネージャーおよび直属管理者が管理を行っています。

ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

[運用管理会議]

原則として月１回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

[運用リスク管理会議]

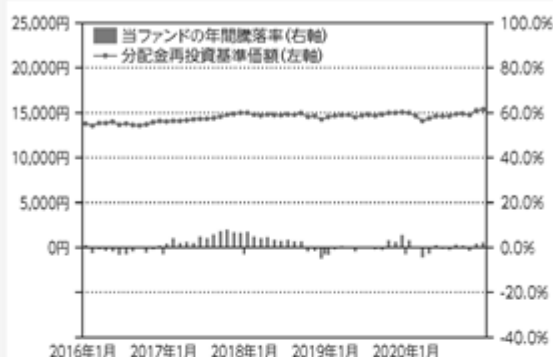
原則として月１回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

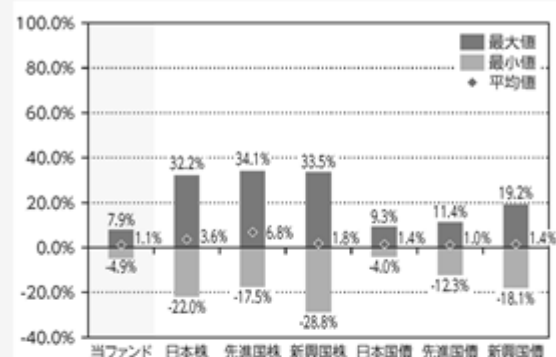
【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

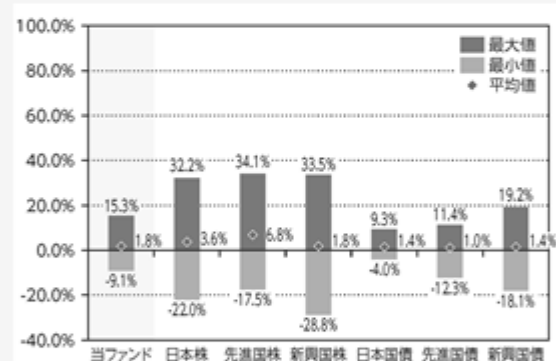
【安定型】



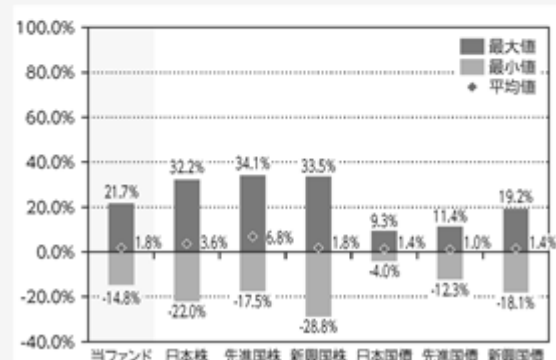
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



【成長型】



【積極型】



※各グラフの説明は、次ページをご参照ください。

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

- *2016年1月～2020年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

- *2016年1月～2020年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *各資産クラスの指数
 - 日本株…… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株… MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込み、円ベース)
 - 新興国株… MSCIEマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)
 - 日本国債… NOMURA-BPI国債
 - 先進国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は(株東京証券取引所)が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所)により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIEマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<通常の申込>の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

スイッチングによる取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の率を乗じて得た額とします。

ＪＡ資産設計ファンド（安定型）年率1.10%（税抜1.00%）

ＪＡ資産設計ファンド（成長型）年率1.21%（税抜1.10%）

ＪＡ資産設計ファンド（積極型）年率1.43%（税抜1.30%）

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、当該信託報酬の配分は以下のとおり（税抜）とします。

ＪＡ資産設計ファンド（安定型）（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.40%	0.50%	0.10%	1.00%
300億円超500億円以下	0.42%	0.50%	0.08%	1.00%
500億円超	0.44%	0.50%	0.06%	1.00%

ＪＡ資産設計ファンド（成長型）（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.50%	0.50%	0.10%	1.10%
300億円超500億円以下	0.52%	0.50%	0.08%	1.10%
500億円超	0.54%	0.50%	0.06%	1.10%

J A 資産設計ファンド（積極型）

（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.70%	0.50%	0.10%	1.30%
300億円超500億円以下	0.72%	0.50%	0.08%	1.30%
500億円超	0.74%	0.50%	0.06%	1.30%

信託報酬の委託者への配分は、委託した資金の運用への対価です。

信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとし、また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

運用の指図範囲等（約款第16条）に規定する「J A 海外株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。

上記に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年率0.75%以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

運用の指図範囲等（約款第16条）に規定する「J A 海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。

上記に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年率0.50%以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

（４）【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0033%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

○損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

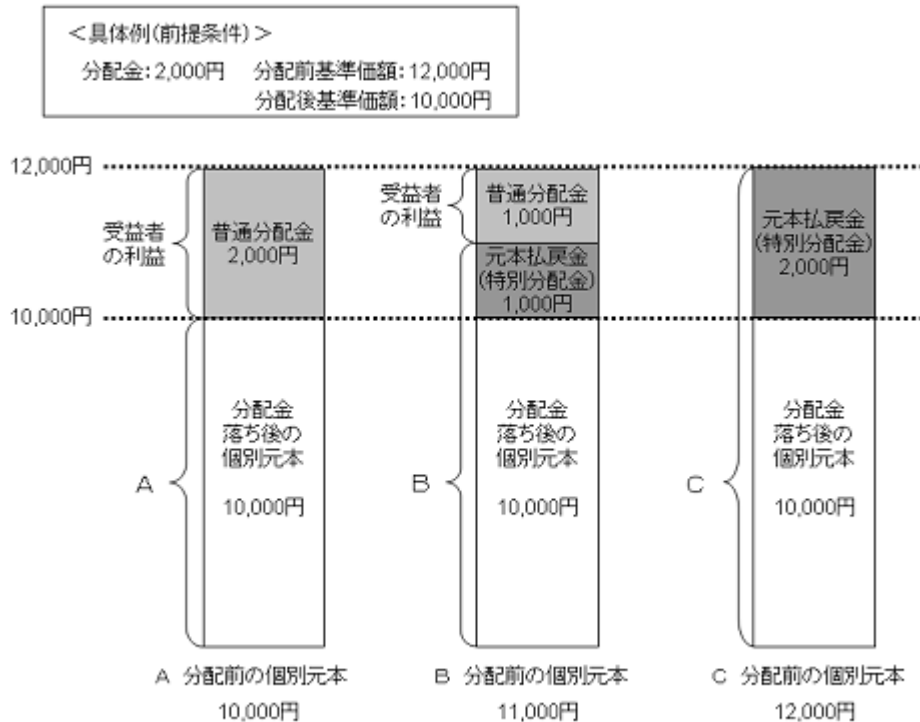
< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜収益分配時の個別元本のイメージ図＞



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

（注意）

- 一部解約は、スイッチングによる解約を含みます。
- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっていません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2020年12月30日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- 確定拠出年金制度に基づく申込の場合は、同制度に係る税制が適用されます。

5【運用状況】

2020年12月30日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【ＪＡ資産設計ファンド（安定型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	639,115,029	95.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	31,484,557	4.69
合計(純資産総額)		670,599,586	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ日本債券マザーファンド	282,892,942	1.4089	398,567,866	1.4093	398,681,023	59.45
2	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ日本株式マザーファンド	66,043,836	2.0124	132,906,616	2.1015	138,791,121	20.70
3	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ海外株式マザーファンド	21,193,395	3.1116	65,945,368	3.2114	68,060,468	10.15
4	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ海外債券マザーファンド	10,772,227	3.0855	33,237,707	3.1175	33,582,417	5.01

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	95.31
合計	95.31

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間末（2011年11月16日）	633,424,105	633,424,105	9,554	9,554
第12計算期間末（2012年11月16日）	612,886,608	612,886,608	9,985	9,985
第13計算期間末（2013年11月18日）	612,645,494	621,410,043	11,883	12,053
第14計算期間末（2014年11月17日）	471,422,816	476,683,458	12,546	12,686
第15計算期間末（2015年11月16日）	457,239,548	461,482,117	12,933	13,053
第16計算期間末（2016年11月16日）	463,325,913	463,689,939	12,728	12,738
第17計算期間末（2017年11月16日）	575,151,889	579,807,372	13,590	13,700
第18計算期間末（2018年11月16日）	687,477,771	687,477,771	13,323	13,323
第19計算期間末（2019年11月18日）	721,719,278	727,025,281	13,602	13,702
第20計算期間末（2020年11月16日）	726,973,963	731,207,443	13,738	13,818
2019年12月末日	710,431,777	—	13,700	—
2020年 1月末日	706,974,306	—	13,632	—
2月末日	705,952,490	—	13,328	—
3月末日	696,294,888	—	12,822	—
4月末日	710,138,215	—	13,089	—
5月末日	722,468,677	—	13,289	—
6月末日	718,582,829	—	13,287	—
7月末日	715,656,188	—	13,300	—
8月末日	719,981,289	—	13,511	—
9月末日	717,383,426	—	13,544	—
10月末日	709,097,007	—	13,412	—
11月末日	704,492,352	—	13,789	—
12月末日	670,599,586	—	13,898	—

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	0
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	0
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	170
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	140
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	120
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	10
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	110
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	0
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	100
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	80

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	4.1
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	4.5
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	20.7
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	6.8
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	4.0
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	1.5
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	7.6
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	2.0
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	2.8
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	1.6

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	78,127,732	59,405,423	662,966,536
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	65,071,000	114,226,249	613,811,287
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	59,432,730	157,682,289	515,561,728
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	60,617,413	200,418,968	375,760,173
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	49,194,140	71,406,868	353,547,445
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	63,192,462	52,713,226	364,026,681
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	155,144,803	95,945,691	423,225,793
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	215,805,451	123,034,652	515,996,592
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	134,656,567	120,052,822	530,600,337
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	66,969,415	68,384,724	529,185,028

【ＪＡ資産設計ファンド（成長型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	813,851,365	95.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	41,399,303	4.84
合計(純資産総額)		855,250,668	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ日本株式マザーファンド	145,911,647	2.0124	293,632,599	2.1015	306,633,326	35.85
2	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ日本債券マザーファンド	208,294,333	1.4089	293,465,886	1.4093	293,549,203	34.32
3	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ海外株式マザーファンド	40,154,214	3.1115	124,939,837	3.2114	128,951,242	15.08
4	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ海外債券マザーファンド	27,174,850	3.0855	83,848,000	3.1175	84,717,594	9.91

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	95.16
合計	95.16

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間末（2011年11月16日）	759,327,779	759,327,779	8,917	8,917
第12計算期間末（2012年11月16日）	781,608,936	781,608,936	9,476	9,476
第13計算期間末（2013年11月18日）	790,473,390	802,304,317	12,695	12,885
第14計算期間末（2014年11月17日）	708,230,304	717,469,424	13,798	13,978
第15計算期間末（2015年11月16日）	666,224,467	674,026,609	14,516	14,686
第16計算期間末（2016年11月16日）	621,390,340	623,181,472	13,877	13,917
第17計算期間末（2017年11月16日）	713,688,197	722,351,202	15,653	15,843
第18計算期間末（2018年11月16日）	912,131,247	913,936,051	15,162	15,192
第19計算期間末（2019年11月18日）	941,599,875	951,914,533	15,519	15,689
第20計算期間末（2020年11月16日）	858,662,489	866,735,882	15,954	16,104
2019年12月末日	892,254,245	—	15,724	—
2020年 1月末日	877,898,916	—	15,558	—
2月末日	836,138,233	—	14,905	—
3月末日	778,892,920	—	14,144	—
4月末日	797,213,052	—	14,595	—
5月末日	822,872,757	—	15,031	—
6月末日	826,233,445	—	15,064	—
7月末日	819,818,274	—	15,051	—
8月末日	843,169,027	—	15,507	—
9月末日	845,263,031	—	15,562	—
10月末日	835,001,152	—	15,334	—
11月末日	860,939,802	—	16,054	—
12月末日	855,250,668	—	16,272	—

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	0
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	0
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	190
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	180
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	170
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	40
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	190
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	30
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	170
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	150

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	6.7
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	6.3
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	36.0
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	10.1
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	6.4
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	4.1
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	14.2
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	2.9
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	3.5
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	3.8

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	94,131,504	75,866,300	851,517,746
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	74,176,597	100,828,715	824,865,628
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	58,367,539	260,552,793	622,680,374
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	55,165,812	164,561,703	513,284,483
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	42,667,535	97,002,452	458,949,566
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	46,988,804	58,155,123	447,783,247
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	112,936,764	104,772,366	455,947,645
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	236,953,341	91,299,344	601,601,642
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	123,394,357	118,251,372	606,744,627
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	45,869,110	114,387,528	538,226,209

【ＪＡ資産設計ファンド（積極型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	746,564,497	95.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	37,506,127	4.78
合計(純資産総額)		784,070,624	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ日本株式マザーファンド	170,884,128	2.0125	343,904,308	2.1015	359,112,994	45.80
2	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ海外株式マザーファンド	60,993,017	3.1116	189,785,872	3.2114	195,872,974	24.98
3	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ日本債券マザーファンド	81,230,275	1.4089	114,445,335	1.4093	114,477,826	14.60
4	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ海外債券マザーファンド	24,731,581	3.0855	76,309,294	3.1175	77,100,703	9.83

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	95.22
合計	95.22

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間末（2011年11月16日）	666,542,842	666,542,842	8,044	8,044
第12計算期間末（2012年11月16日）	731,945,526	731,945,526	8,657	8,657
第13計算期間末（2013年11月18日）	887,558,741	901,502,171	12,731	12,931
第14計算期間末（2014年11月17日）	781,591,252	793,077,497	14,290	14,500
第15計算期間末（2015年11月16日）	784,228,679	795,017,219	15,265	15,475
第16計算期間末（2016年11月16日）	706,853,280	709,362,858	14,083	14,133
第17計算期間末（2017年11月16日）	774,044,743	785,244,459	16,587	16,827
第18計算期間末（2018年11月16日）	781,379,231	783,338,327	15,954	15,994
第19計算期間末（2019年11月18日）	790,353,745	799,131,228	16,208	16,388
第20計算期間末（2020年11月16日）	760,356,295	769,386,380	16,841	17,041
2019年12月末日	783,099,232	—	16,529	—
2020年 1月末日	766,512,184	—	16,274	—
2月末日	724,645,580	—	15,283	—
3月末日	674,466,905	—	14,210	—
4月末日	708,780,335	—	14,871	—
5月末日	739,049,078	—	15,473	—
6月末日	737,007,048	—	15,530	—
7月末日	733,422,455	—	15,530	—
8月末日	764,494,820	—	16,212	—
9月末日	757,925,103	—	16,244	—
10月末日	734,199,159	—	15,930	—
11月末日	771,369,222	—	16,980	—
12月末日	784,070,624	—	17,298	—

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	0
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	0
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	200
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	210
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	210
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	50
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	240
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	40
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	180
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	200

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	8.3
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	7.6
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	49.4
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	13.9
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	8.3
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	7.4
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	19.5
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	3.6
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	2.7
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	5.1

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第11計算期間末	2010年11月17日～2011年11月16日	89,555,835	53,911,831	828,617,998
第12計算期間末	2011年11月17日～2012年11月16日	79,368,846	62,535,135	845,451,709
第13計算期間末	2012年11月17日～2013年11月18日	62,096,723	210,376,893	697,171,539
第14計算期間末	2013年11月19日～2014年11月17日	57,580,274	207,787,726	546,964,087
第15計算期間末	2014年11月18日～2015年11月16日	48,390,698	81,614,781	513,740,004
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	36,898,645	48,722,983	501,915,666
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	56,436,777	91,697,609	466,654,834
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	123,363,879	100,244,683	489,774,030
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	64,032,646	66,168,721	487,637,955
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	37,484,419	73,618,107	451,504,267

（参考）

J A 日本株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	29,034,300,590	99.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	85,922,437	0.30
合計(純資産総額)		29,120,223,027	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	キーエンス	電気機器	18,200	46,278.85	842,275,070	58,000.00	1,055,600,000	3.62
2	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	128,100	7,249.99	928,724,175	7,957.00	1,019,291,700	3.50
3	日本	株式	ソニー	電気機器	86,400	8,772.65	757,957,737	10,285.00	888,624,000	3.05
4	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	96,100	6,425.91	617,530,905	8,058.00	774,373,800	2.66
5	日本	株式	村田製作所	電気機器	76,500	6,852.14	524,188,710	9,320.00	712,980,000	2.45
6	日本	株式	信越化学工業	化学	38,500	12,994.30	500,280,847	18,040.00	694,540,000	2.39
7	日本	株式	第一三共	医薬品	166,300	3,182.90	529,316,799	3,535.00	587,870,500	2.02
8	日本	株式	日本電産	電気機器	45,100	9,507.54	428,790,273	12,980.00	585,398,000	2.01
9	日本	株式	H O Y A	精密機器	40,500	10,883.00	440,761,500	14,270.00	577,935,000	1.98
10	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	80,900	6,638.76	537,075,793	6,885.00	556,996,500	1.91
11	日本	株式	任天堂	その他製品	7,700	52,150.50	401,558,850	65,830.00	506,891,000	1.74
12	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	131,800	3,913.53	515,804,477	3,755.00	494,909,000	1.70
13	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	168,800	2,834.32	478,433,851	2,877.50	485,722,000	1.67
14	日本	株式	ネクステージ	小売業	341,800	1,148.43	392,534,493	1,322.00	451,859,600	1.55
15	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	124,400	3,064.30	381,199,310	3,188.00	396,587,200	1.36
16	日本	株式	日立製作所	電気機器	96,800	3,619.44	350,362,323	4,065.00	393,492,000	1.35
17	日本	株式	バリューコマース	サービス業	123,000	3,327.58	409,292,582	3,190.00	392,370,000	1.35
18	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	851,600	432.43	368,259,414	456.10	388,414,760	1.33
19	日本	株式	中外製薬	医薬品	65,900	4,801.67	316,430,053	5,503.00	362,647,700	1.25
20	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	9,200	28,522.40	262,406,143	38,400.00	353,280,000	1.21
21	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	64,800	4,839.05	313,570,621	5,308.00	343,958,400	1.18
22	日本	株式	テルモ	精密機器	78,900	4,244.99	334,929,823	4,312.00	340,216,800	1.17
23	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	79,100	3,995.14	316,015,738	4,244.00	335,700,400	1.15
24	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	76,600	3,797.29	290,872,937	4,321.00	330,988,600	1.14
25	日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	99,900	2,996.05	299,305,811	3,177.00	317,382,300	1.09
26	日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	33,100	6,502.76	215,241,632	8,926.00	295,450,600	1.01
27	日本	株式	伊藤忠テクノソリューションズ	情報・通信業	78,000	3,896.26	303,908,588	3,685.00	287,430,000	0.99
28	日本	株式	日本電気	電気機器	51,200	5,426.41	277,832,505	5,540.00	283,648,000	0.97
29	日本	株式	日本ハム	食料品	62,000	4,684.35	290,429,920	4,540.00	281,480,000	0.97
30	日本	株式	野村総合研究所	情報・通信業	76,000	2,985.40	226,890,565	3,695.00	280,820,000	0.96

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	2.78
		食料品	3.60
		繊維製品	0.88
		化学	7.55
		医薬品	5.86
		石油・石炭製品	0.45
		ゴム製品	0.55
		鉄鋼	0.46
		非鉄金属	0.79
		金属製品	1.37
		機械	5.74
		電気機器	16.81
		輸送用機器	7.26
		精密機器	3.15
		その他製品	2.76
		電気・ガス業	1.28
		陸運業	2.83
		海運業	0.65
		空運業	0.77
		情報・通信業	9.22
		卸売業	4.53
		小売業	4.79
		銀行業	4.50
		証券、商品先物取引業	0.79
		保険業	1.80
		その他金融業	1.22
		不動産業	1.57
		サービス業	5.74
合計			99.70

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ＪＡ日本債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	54,551,338,000	83.98
地方債証券	日本	5,092,405,000	7.84
特殊債券	日本	1,812,330,700	2.79
社債券	日本	3,123,565,000	4.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	380,035,412	0.59
合計(純資産総額)		64,959,674,112	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	売建	日本	2,582,640,000	3.98

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第４１８回利付 国債（２年）	4,400,000,000	100.46	4,420,358,000	100.43	4,419,316,000	0.1	2022/11/1	6.80
2	日本	国債証券	第１３４回利付 国債（５年）	3,700,000,000	100.63	3,723,421,000	100.46	3,717,057,000	0.1	2022/12/20	5.72
3	日本	国債証券	第３５２回利付 国債（１０年）	3,100,000,000	101.52	3,147,213,000	101.35	3,142,067,000	0.1	2028/9/20	4.84
4	日本	国債証券	第１４４回利付 国債（５年）	2,800,000,000	100.86	2,824,188,000	100.98	2,827,580,000	0.1	2025/6/20	4.35
5	日本	国債証券	第３４４回利付 国債（１０年）	2,400,000,000	101.43	2,434,368,000	101.14	2,427,552,000	0.1	2026/9/20	3.74
6	日本	国債証券	第３５９回利付 国債（１０年）	2,200,000,000	100.75	2,216,630,000	100.89	2,219,756,000	0.1	2030/6/20	3.42
7	日本	国債証券	第１４９回利付 国債（２０年）	1,800,000,000	117.81	2,120,706,000	117.57	2,116,350,000	1.5	2034/6/20	3.26
8	日本	国債証券	第１４２回利付 国債（５年）	1,850,000,000	101.04	1,869,351,000	100.89	1,866,557,500	0.1	2024/12/20	2.87
9	日本	国債証券	第３４８回利付 国債（１０年）	1,800,000,000	101.45	1,826,173,000	101.31	1,823,688,000	0.1	2027/9/20	2.81
10	日本	国債証券	第３４０回利付 国債（１０年）	1,450,000,000	102.76	1,490,049,000	102.46	1,485,699,000	0.4	2025/9/20	2.29
11	日本	国債証券	第３５１回利付 国債（１０年）	1,400,000,000	101.55	1,421,798,000	101.35	1,418,900,000	0.1	2028/6/20	2.18
12	日本	国債証券	第１４３回利付 国債（５年）	1,300,000,000	101.08	1,314,040,000	100.95	1,312,363,000	0.1	2025/3/20	2.02
13	日本	国債証券	第１４０回利付 国債（２０年）	1,100,000,000	119.03	1,309,385,000	118.58	1,304,457,000	1.7	2032/9/20	2.01
14	日本	国債証券	第１４８回利付 国債（２０年）	1,050,000,000	117.73	1,236,179,500	117.40	1,232,752,500	1.5	2034/3/20	1.90
15	日本	国債証券	第１３２回利付 国債（２０年）	1,000,000,000	118.34	1,183,440,000	117.79	1,177,910,000	1.7	2031/12/20	1.81

16	日本	国債証券	第357回利付 国債（10年）	1,150,000,000	101.08	1,162,477,500	101.07	1,162,374,000	0.1	2029/12/20	1.79
17	日本	国債証券	第39回利付国 債（30年）	850,000,000	130.67	1,110,754,500	130.64	1,110,440,000	1.9	2043/6/20	1.71
18	日本	国債証券	第59回利付国 債（30年）	1,050,000,000	103.25	1,084,188,000	102.96	1,081,122,000	0.7	2048/6/20	1.66
19	日本	国債証券	第54回利付国 債（30年）	1,000,000,000	106.06	1,060,620,000	106.09	1,060,900,000	0.8	2047/3/20	1.63
20	日本	国債証券	第349回利付 国債（10年）	1,000,000,000	101.61	1,016,100,000	101.36	1,013,660,000	0.1	2027/12/20	1.56
21	日本	国債証券	第342回利付 国債（10年）	1,000,000,000	101.31	1,013,100,000	101.07	1,010,720,000	0.1	2026/3/20	1.56
22	日本	国債証券	第68回利付国 債（30年）	950,000,000	99.08	941,298,000	98.87	939,341,000	0.6	2050/9/20	1.45
23	日本	国債証券	第165回利付 国債（20年）	900,000,000	102.44	921,987,000	102.89	926,019,000	0.5	2038/6/20	1.43
24	日本	国債証券	第37回利付国 債（30年）	700,000,000	130.02	910,182,000	130.09	910,644,000	1.9	2042/9/20	1.40
25	日本	国債証券	第65回利付国 債（30年）	950,000,000	94.80	900,659,000	94.02	893,199,500	0.4	2049/12/20	1.38
26	日本	国債証券	第162回利付 国債（20年）	800,000,000	104.47	835,792,000	104.85	838,856,000	0.6	2037/9/20	1.29
27	日本	国債証券	第160回利付 国債（20年）	700,000,000	106.26	743,869,000	106.59	746,151,000	0.7	2037/3/20	1.15
28	日本	国債証券	第158回利付 国債（20年）	700,000,000	103.24	722,715,000	103.62	725,354,000	0.5	2036/9/20	1.12
29	日本	国債証券	第128回利付 国債（20年）	600,000,000	119.97	719,832,000	119.30	715,842,000	1.9	2031/6/20	1.10
30	日本	地方債証券	第482回名古屋 市公募公債 （10年）	700,000,000	101.66	711,662,000	101.39	709,765,000	0.639	2023/3/20	1.09

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	83.98
地方債証券	7.84
特殊債券	2.79
社債券	4.81
合計	99.41

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
債券先物取引	大阪取引所	長期国債標準物先物	売建	17	日本円	2,585,093,170	2,582,640,000	3.98

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

J A 海外株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	23,114,240,469	67.78
	カナダ	739,057,271	2.17
	ドイツ	2,676,361,686	7.85
	フランス	82,806,083	0.24
	オランダ	1,086,436,395	3.19
	スペイン	140,077,169	0.41
	ベルギー	692,030,612	2.03
	フィンランド	53,448,672	0.16
	アイルランド	299,222,243	0.88
	イギリス	1,128,770,856	3.31
	スイス	1,876,453,710	5.50
	スウェーデン	141,114,810	0.41
	ノルウェー	89,128,101	0.26
	デンマーク	538,646,512	1.58
	ケイマン	133,969,920	0.39
	香港	133,416,210	0.39
	ジャージー	292,225,694	0.86
	小計	33,217,406,413	97.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	884,894,156	2.59
合計(純資産総額)		34,102,300,569	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	6,567	160,055.99	1,051,087,725	181,928.16	1,194,722,227	3.50
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	49,899	21,678.55	1,081,738,000	23,199.52	1,157,633,098	3.39
3	アメリカ	株式	COMCAST CORP-CL A	メディア・娯楽	197,608	4,789.97	946,538,367	5,335.42	1,054,322,663	3.09
4	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	108,908	9,725.33	1,059,166,830	9,662.53	1,052,327,035	3.09
5	アメリカ	株式	EXELON CORP	公益事業	236,121	3,742.56	883,697,010	4,329.40	1,022,263,438	3.00
6	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	27,878	31,798.30	886,473,147	35,950.72	1,002,234,312	2.94

7	アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	132,945	6,161.35	819,121,341	6,356.97	845,127,377	2.48
8	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲 料・タバ コ	214,644	3,760.20	807,105,150	3,914.95	840,322,674	2.46
9	アメリカ	株式	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	公益事業	140,009	5,345.77	748,456,612	5,907.77	827,142,370	2.43
10	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	46,004	15,533.27	714,593,013	17,241.02	793,156,344	2.33
11	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲 料・タバ コ	88,951	8,424.90	749,403,280	8,473.54	753,730,301	2.21
12	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・ 半導体製 造装置	95,468	5,076.67	484,660,009	7,266.73	693,740,657	2.03
13	オランダ	株式	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N.V.	食品・生 活必需品 小売り	229,656	3,270.23	751,028,400	2,996.01	688,053,969	2.02
14	ドイツ	株式	DEUTSCHE POST AG- REG	運輸	129,760	4,910.42	637,176,877	5,170.67	670,946,593	1.97
15	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	166,908	3,634.47	606,623,677	3,834.67	640,037,935	1.88
16	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロ ジー・ハ ードウ ェアお よび機 器	45,205	11,958.39	540,579,020	13,959.04	631,018,629	1.85
17	アメリカ	株式	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	ヘルス ケア機 器・サ ービス	41,919	12,181.94	510,655,162	14,094.63	590,832,795	1.73
18	アメリカ	株式	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	ソフト ウェア ・サ ービス	69,100	7,258.45	501,559,241	8,331.75	575,723,925	1.69
19	アメリカ	株式	CHARTER COMMUNICATIONS-A	メディ ア・娯 楽	8,210	64,433.92	529,002,524	68,825.42	565,056,780	1.66
20	アメリカ	株式	LEIDOS HOLDINGS INC	ソフト ウェア ・サ ービス	52,097	9,184.58	478,489,585	10,721.56	558,561,372	1.64
21	アメリカ	株式	KROGER CO	食品・生 活必需品 小売り	164,113	3,386.51	555,771,956	3,256.10	534,369,980	1.57
22	ドイツ	株式	DEUTSCHE WOHNEN SE	不動産	92,400	5,300.98	489,811,300	5,531.21	511,083,943	1.50
23	カナダ	株式	BARRICK GOLD CORP	素材	210,607	3,103.96	653,716,757	2,371.18	499,388,159	1.46
24	アメリカ	株式	WALMART INC	食品・生 活必需品 小売り	32,853	14,216.76	467,063,217	14,935.05	490,661,198	1.44
25	アメリカ	株式	NRG ENERGY INC	公益事業	130,174	3,167.09	412,274,075	3,679.42	478,965,470	1.40
26	ドイツ	株式	RWE AG	公益事業	105,217	4,024.15	423,409,928	4,436.90	466,837,570	1.37
27	ドイツ	株式	VOLKSWAGEN AG	自動車・ 自動車部 品	20,884	19,969.23	417,037,504	21,670.36	452,563,903	1.33
28	デンマ ーク	株式	CARLSBERG AS-B	食品・飲 料・タバ コ	26,210	14,745.06	386,468,179	16,790.05	440,067,262	1.29
29	アメリカ	株式	MANPOWERGROUP INC	商業・専 門サービ ス	46,862	7,100.09	332,724,886	9,334.66	437,441,071	1.28

30	アメリカ	株式	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	メディア ア・娯楽	20,784	16,896.40	351,174,971	20,953.57	435,499,103	1.28
----	------	----	-------------------------------------	--------------	--------	-----------	-------------	-----------	-------------	------

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	0.52
		素材	2.83
		資本財	1.10
		商業・専門サービス	2.90
		運輸	2.26
		自動車・自動車部品	1.33
		耐久消費財・アパレル	0.39
		消費者サービス	0.09
		メディア・娯楽	11.02
		小売	0.47
		食品・生活必需品小売り	5.40
		食品・飲料・タバコ	7.83
		ヘルスケア機器・サービス	8.05
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13.07
		銀行	1.36
		各種金融	0.33
		保険	1.45
		不動産	4.43
		ソフトウェア・サービス	11.51
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.97
		電気通信サービス	1.68
		公益事業	11.77
		半導体・半導体製造装置	5.65
合計			97.41

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

J A 海外債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	7,355,334,023	38.89
	カナダ	337,636,534	1.79
	メキシコ	110,980,900	0.59
	ドイツ	1,327,864,168	7.02
	イタリア	1,867,719,376	9.87
	フランス	1,841,962,222	9.74
	オランダ	336,812,812	1.78
	スペイン	1,081,431,462	5.72
	ベルギー	421,603,696	2.23
	オーストリア	247,590,766	1.31
	フィンランド	99,909,657	0.53
	アイルランド	120,898,144	0.64
	イギリス	1,037,819,412	5.49
	スウェーデン	43,487,182	0.23
	ノルウェー	75,177,643	0.40
	デンマーク	101,071,746	0.53
	ポーランド	110,827,488	0.59
	オーストラリア	390,092,321	2.06
	ニュージーランド	28,064,415	0.15
	シンガポール	115,520,500	0.61
	小計	17,051,804,467	90.15
特殊債券	アメリカ	23,106,996	0.12
	カナダ	85,272,047	0.45
	ドイツ	27,010,984	0.14
	小計	135,390,027	0.72
社債券	アメリカ	804,168,789	4.25
	カナダ	74,516,789	0.39
	イタリア	48,136,774	0.25
	小計	926,822,352	4.90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	800,860,277	4.23
合計(純資産総額)		18,914,877,123	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	3,388,315,912	17.91
	売建	—	3,384,910,157	17.90

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.25 250930	11,422,000	10,300.18	1,176,487,590	10,301.08	1,176,589,369	0.25	2025/9/30	6.22
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.75 220430	10,896,000	10,605.64	1,155,591,079	10,576.00	1,152,361,130	1.75	2022/4/30	6.09
3	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.375 240815	6,945,000	11,194.17	777,435,237	11,152.93	774,571,220	2.375	2024/8/15	4.10
4	ドイツ	国債証券	OBL 0 251010	5,880,000	13,168.01	774,279,460	13,162.59	773,960,581		2025/10/10	4.09
5	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.125 221130	6,506,000	10,350.80	673,423,607	10,350.00	673,371,000	0.125	2022/11/30	3.56
6	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.5 250331	5,982,000	10,439.93	624,516,864	10,439.34	624,481,885	0.5	2025/3/31	3.30
7	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.375 290515	4,569,000	11,852.82	541,555,346	11,677.71	533,554,589	2.375	2029/5/15	2.82
8	イタリア	国債証券	BTPS 1.65 301201	3,235,000	13,876.08	448,891,436	14,079.59	455,474,787	1.65	2030/12/1	2.41
9	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.0 480215	2,852,000	13,947.65	397,787,263	13,509.98	385,304,754	3	2048/2/15	2.04
10	フランス	国債証券	OAT 0 230225	2,759,000	12,904.77	356,042,664	12,895.06	355,774,929	0	2023/2/25	1.88
11	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.5 360215	2,317,000	15,565.42	360,650,993	15,145.76	350,927,461	4.5	2036/2/15	1.86
12	イタリア	国債証券	BTPS 1.35 220415	2,445,000	13,009.91	318,092,352	12,990.79	317,624,901	1.35	2022/4/15	1.68
13	スペイン	国債証券	SPA GOVT 1.25 301031	2,185,000	14,077.02	307,583,070	14,184.27	309,926,427	1.25	2030/10/31	1.64
14	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.5 240515	2,724,000	11,192.49	304,883,428	11,150.91	303,750,842	2.5	2024/5/15	1.61
15	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.375 230831	2,813,000	10,706.04	301,160,906	10,687.99	300,653,206	1.375	2023/8/31	1.59
16	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.625 440215	2,022,000	15,020.84	303,721,407	14,586.62	294,941,588	3.625	2044/2/15	1.56
17	イギリス	国債証券	GILT 4.25 461207	1,154,000	25,788.54	297,599,758	25,458.94	293,796,232	4.25	2046/12/7	1.55
18	フランス	国債証券	OAT 0 250325	1,811,000	13,079.98	236,878,592	13,062.88	236,568,859	0	2025/3/25	1.25
19	スペイン	国債証券	SPA GOVT 0 250131	1,736,000	12,917.79	224,252,960	12,955.72	224,911,470	0	2025/1/31	1.19
20	ドイツ	国債証券	BUND 2.5 460815	1,023,000	22,044.57	225,516,042	21,933.63	224,381,072	2.5	2046/8/15	1.19
21	フランス	国債証券	OAT 0 260225	1,691,000	13,122.56	221,902,620	13,102.43	221,562,147	0	2026/2/25	1.17
22	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.0 500215	1,980,000	11,374.15	225,208,272	11,167.08	221,108,255	2	2050/2/15	1.17
23	イタリア	国債証券	BTPS 1.85 250701	1,560,000	13,728.89	214,170,692	13,814.64	215,508,511	1.85	2025/7/1	1.14
24	フランス	国債証券	OAT 3.25 450525	976,000	22,073.45	215,436,936	21,938.00	214,114,889	3.25	2045/5/25	1.13
25	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.375 391115	1,309,000	16,056.24	210,176,258	15,599.79	204,201,306	4.375	2039/11/15	1.08
26	ドイツ	国債証券	OBL 0 241018	1,451,000	13,103.90	190,137,685	13,067.70	189,612,433	0	2024/10/18	1.00
27	イタリア	国債証券	BTPS 0.5 260201	1,435,000	13,035.98	187,066,423	13,019.23	186,825,955	0.5	2026/2/1	0.99

28	フランス	国債証券	OAT 0 291125	1,379,000	13,166.50	181,566,150	13,171.51	181,635,253	0	2029/11/25	0.96
29	イタリア	国債証券	BTPS 0 240115	1,305,000	12,798.08	167,014,989	12,804.17	167,094,510	0	2024/1/15	0.88
30	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 480515	1,182,000	14,269.25	168,662,571	13,818.05	163,329,449	3.125	2048/5/15	0.86

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	90.15
特殊債券	0.72
社債券	4.90
合計	95.77

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引	米ドル	買建	13,577,824.26	1,410,738,385	1,404,868,942	7.43
	カナダドル	買建	1,390,000.00	111,569,450	112,339,800	0.59
	メキシコペソ	買建	10,380,000.00	53,722,252	53,768,400	0.28
	ユーロ	買建	7,584,274.58	953,248,288	962,899,500	5.09
	英ポンド	買建	1,578,000.00	219,790,090	220,620,180	1.17
	スイスフラン	買建	480,000.00	56,188,992	56,236,800	0.30
	スウェーデンクローネ	買建	4,908,000.00	60,508,433	61,988,040	0.33
	ノルウェークローネ	買建	1,286,000.00	15,338,377	15,470,580	0.08
	ポーランドズロチ	買建	451,000.00	12,508,595	12,614,470	0.07
	オーストラリアドル	買建	5,099,000.00	393,344,095	401,954,170	2.13
	シンガポールドル	買建	1,097,000.00	85,370,511	85,555,030	0.45
	米ドル	売建	18,829,527.66	1,961,589,083	1,948,291,211	10.30
	カナダドル	売建	1,454,000.45	116,975,455	117,493,916	0.62
	ユーロ	売建	6,105,000.00	760,850,030	775,090,800	4.10
	英ポンド	売建	53,000.00	7,328,840	7,409,930	0.04
	スイスフラン	売建	1,125,000.00	129,285,000	131,805,000	0.70
	スウェーデンクローネ	売建	3,000,000.00	37,650,000	37,890,000	0.20
	ノルウェークローネ	売建	4,044,000.00	47,436,120	48,649,320	0.26
	オーストラリアドル	売建	3,154,000.00	242,170,220	248,629,820	1.31
	ニュージーランドドル	売建	461,000.00	33,639,170	34,164,710	0.18
	シンガポールドル	売建	455,000.00	35,403,550	35,485,450	0.19

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

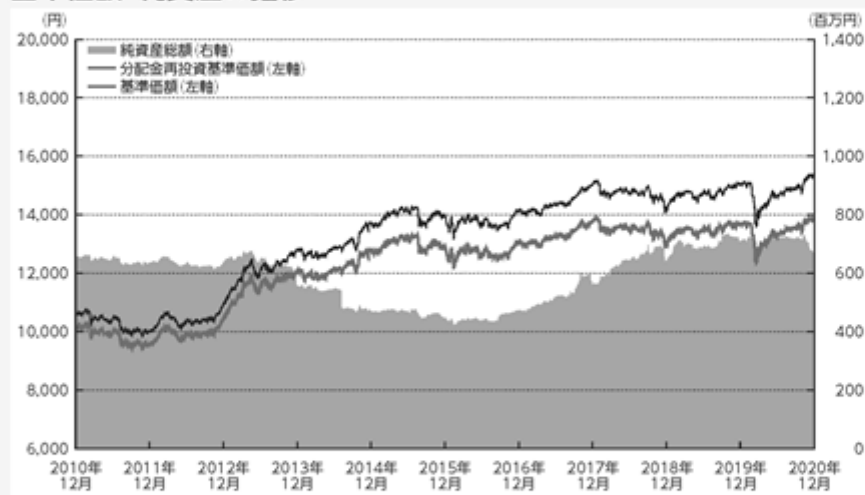
< 参考情報 >

交付目論見書の運用実績（2020年12月末現在）

2020年12月末現在

【安定型】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
16期 2016年 11月 16日	10円
17期 2017年 11月 16日	110円
18期 2018年 11月 16日	0円
19期 2019年 11月 18日	100円
20期 2020年 11月 16日	80円

設定来累計	1,230円
-------	--------

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

JA資産設計ファンド(安定型)

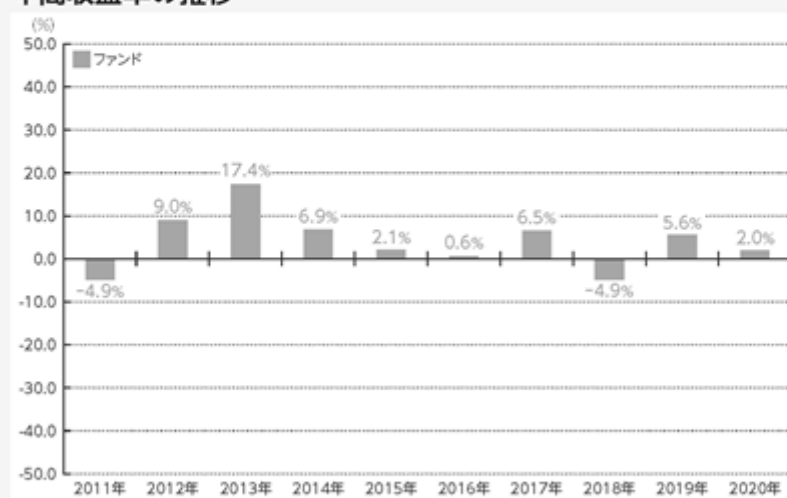
《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA日本株式マザーファンド	20.7
JA日本債券マザーファンド	59.5
JA海外株式マザーファンド	10.1
JA海外債券マザーファンド	5.0
短期資産等	4.7

・組入比率は、ベビーファンドの純資産総額に対する比率です。

・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・2020年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

2020年12月末現在

【成長型】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
16期 2016年 11月 16日	40円
17期 2017年 11月 16日	190円
18期 2018年 11月 16日	30円
19期 2019年 11月 18日	170円
20期 2020年 11月 16日	150円
設定来累計	1,690円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

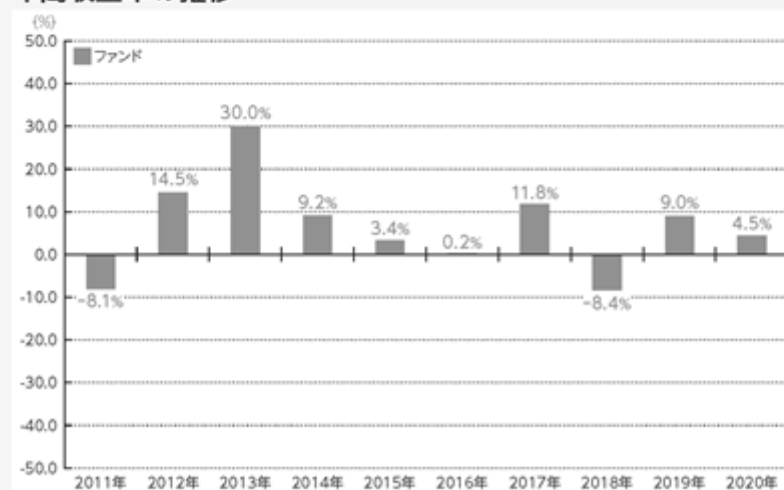
JA資産設計ファンド(成長型)

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA日本株式マザーファンド	35.9
JA日本債券マザーファンド	34.3
JA海外株式マザーファンド	15.1
JA海外債券マザーファンド	9.9
短期資産等	4.8

・組入比率は、ベビーファンドの純資産総額に対する比率です。
・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



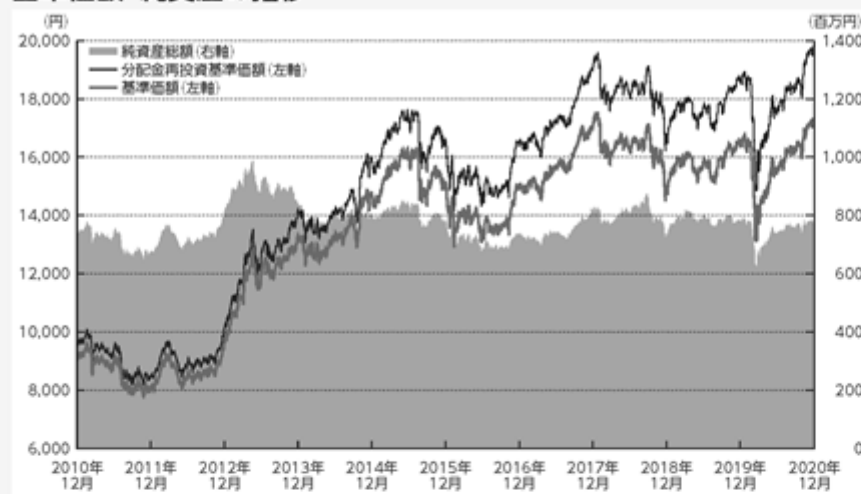
・2020年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。
・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

2020年12月末現在

【積極型】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
16期 2016年 11月 16日	50円
17期 2017年 11月 16日	240円
18期 2018年 11月 16日	40円
19期 2019年 11月 18日	180円
20期 2020年 11月 16日	200円
設定来累計	1,930円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

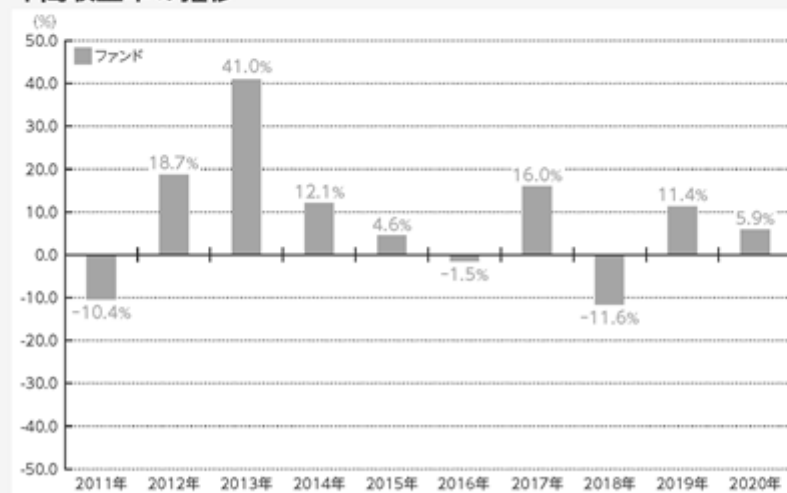
主要な資産の状況

JA資産設計ファンド(積極型)
《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA日本株式マザーファンド	45.8
JA日本債券マザーファンド	14.6
JA海外株式マザーファンド	25.0
JA海外債券マザーファンド	9.8
短期資産等	4.8

・組入比率は、ベビーファンドの純資産総額に対する比率です。
・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・2020年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

2020年12月末現在

(参考) マザーファンド

主要な資産の状況

《組入上位銘柄》

JA日本株式マザーファンド

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	キーエンス	電気機器	3.6
2	トヨタ自動車	輸送用機器	3.5
3	ソニー	電気機器	3.1
4	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.7
5	村田製作所	電気機器	2.4
6	信越化学工業	化学	2.4
7	第一三共	医薬品	2.0
8	日本電産	電気機器	2.0
9	HOYA	精密機器	2.0
10	東日本旅客鉄道	陸運業	1.9

JA日本債券マザーファンド

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	第418回利付国債(2年)	0.1	2022/11/ 1	6.8	国債
2	第134回利付国債(5年)	0.1	2022/12/20	5.7	国債
3	第352回利付国債(10年)	0.1	2028/ 9/20	4.8	国債
4	第144回利付国債(5年)	0.1	2025/ 6/20	4.4	国債
5	第344回利付国債(10年)	0.1	2026/ 9/20	3.7	国債
6	第359回利付国債(10年)	0.1	2030/ 6/20	3.4	国債
7	第149回利付国債(20年)	1.5	2034/ 6/20	3.3	国債
8	第142回利付国債(5年)	0.1	2024/12/20	2.9	国債
9	第348回利付国債(10年)	0.1	2027/ 9/20	2.8	国債
10	第340回利付国債(10年)	0.4	2025/ 9/20	2.3	国債

JA海外株式マザーファンド

	銘柄名	国名	通貨	業種	組入比率(%)
1	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	米ドル	メディア・娯楽	3.5
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	米ドル	ソフトウェア・サービス	3.4
3	COMCAST CORP-CL A	アメリカ	米ドル	メディア・娯楽	3.1
4	NOVARTIS AG-REG	スイス	スイスフラン	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.1
5	EXELON CORP	アメリカ	米ドル	公益事業	3.0
6	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	米ドル	ヘルスケア機器・サービス	2.9
7	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	アメリカ	米ドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.5
8	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	イギリス	英ポンド	食品・飲料・タバコ	2.5
9	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	アメリカ	米ドル	公益事業	2.4
10	ELI LILLY & CO	アメリカ	米ドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.3

JA海外債券マザーファンド

	銘柄名	国名	通貨	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	T-NOTE 0.25 250930	アメリカ	米ドル	0.25	2025/ 9/30	6.2	国債
2	T-NOTE 1.75 220430	アメリカ	米ドル	1.75	2022/ 4/30	6.1	国債
3	T-NOTE 2.375 240815	アメリカ	米ドル	2.375	2024/ 8/15	4.1	国債
4	OBL 0 251010	ドイツ	ユーロ	0	2025/10/10	4.1	国債
5	T-NOTE 0.125 221130	アメリカ	米ドル	0.125	2022/11/30	3.6	国債
6	T-NOTE 0.5 250331	アメリカ	米ドル	0.5	2025/ 3/31	3.3	国債
7	T-NOTE 2.375 290515	アメリカ	米ドル	2.375	2029/ 5/15	2.8	国債
8	BTPS 1.65 301201	イタリア	ユーロ	1.65	2030/12/ 1	2.4	国債
9	T-BOND 3.0 480215	アメリカ	米ドル	3.0	2048/ 2/15	2.0	国債
10	OAT 0 230225	フランス	ユーロ	0	2023/ 2/25	1.9	国債

・組入比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。
継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）取得申込

＜通常の申込＞の場合

- （イ）当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

- （ロ）当ファンドは、収益分配を行った場合、税金を差し引いた後、収益分配金を無手数料で再投資を行う「分配金再投資（累積投資）」専用のファンドです。

このため、取得申込者は、販売会社との間で、「J A資産設計ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

- （ハ）当ファンドを保有している場合、スイッチングの申し込みを受け付けます。スイッチングの申し込みの際は、一部解約の実行を請求するファンドと取得申込を行うファンドをご指示ください。

この場合の一部解約の実行の請求と取得申込は、通常の場合と同様となりますが、申込単位は1口単位とし、申込手数料はかかりません。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。）

- （ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜確定拠出年金制度に基づく申込＞の場合

確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

（3）申込単位

＜通常の申込＞の場合

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、スイッチングによる取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

＜確定拠出年金制度に基づく申込＞の場合

各ファンドにつき、1円以上1円単位とします。

（4）申込手数料

< 通常の申込 > の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
< フリーダイヤル > 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
< ホームページアドレス > <https://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

スイッチングによる取得申込の場合および収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

（５）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
< フリーダイヤル > 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
< ホームページアドレス > <https://www.ja-asset.co.jp/>

２【換金（解約）手続等】

（１）一部解約申込

< 通常の申込 > の場合

- （イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（スイッチングによる一部解約の実行の請求の場合を含みます。）

- （ロ）一部解約の受付時間は、原則として午後３時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために、大口の一部解約の実行の請求の場合は別途制限を設ける場合があります。

- （ハ）委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（２）に準じて計算された価額とします。

- （ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権

の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

確定拠出年金制度に係る手続きに従います。

（２）解約価額

解約価額^１は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額^２（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

１ 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.20%）

２ 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

（３）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

a．基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第7条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

また、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b．主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

株式	原則として、時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。
公社債等	原則として、時価により評価しております。 時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額 （注）残存期間が1年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。

（「JA資産設計ファンド（安定型）」の表示は、「JA安定」です。）

（「JA資産設計ファンド（成長型）」の表示は、「JA成長」です。）

（「JA資産設計ファンド（積極型）」の表示は、「JA積極」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間（約款第3条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第48条第7項、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託契約終了の日まで）とします。

（4）【計算期間】

信託の計算期間（約款第38条）

a. この信託の計算期間は、原則として毎年11月17日から翌年11月16日までとします。ただし、第1計算期間は、2001年2月20日から2001年11月16日までとします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の一部解約（約款第48条第7項から第12項）

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約の解約（約款第49条）

委託者は、約款第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ハ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第50条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

（ニ）委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い（約款第51条）

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（ホ）受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第53条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第54条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

（イ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第50条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第54条の規定に従います。

（ロ）信託約款の変更（約款第54条）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c．その他の契約の変更

＜募集・販売の取扱い等に関する契約＞

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

＜運用の権限委託に関する契約＞

親投資信託の運用における投資顧問会社との投資運用委託契約は、親投資信託の信託期間終了まで継続します。

ただし、委託者、投資顧問会社が法令等に違反したとき、重大な契約違反を行ったとき、その他契約を継続することが困難となった場合には、相手方に通知を行うことにより契約の終了又は契約内容の変更を行うことができます。

上記の終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d．運用報告書等

＜運用報告書＞

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

＜有価証券報告書および半期報告書＞

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

＜臨時報告書＞

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第52条）

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f．公告（約款第56条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g．信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第57条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

当ファンドの収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。

受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金（委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、累積投資契約に基づき、各受益者に対し遅滞なく、収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

（注）取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（二）反対者の買取請求権（約款第55条）

約款第48条もしくは約款第49条に規定する信託契約の解約または約款第54条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第48条第9項および約款第49条第3項または約款第54条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

上記の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

（ホ）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（2019年11月19日から2020年11月16日まで）の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ＪＡ資産設計ファンド（安定型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 2019年11月18日現在	第20期 2020年11月16日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,896,870	-
コール・ローン	46,806,896	40,070,128
親投資信託受益証券	682,234,034	695,612,193
未収入金	338,666	609,210
流動資産合計	731,276,466	736,291,531
資産合計	731,276,466	736,291,531
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,306,003	4,233,480
未払解約金	356,493	1,120,345
未払受託者報酬	387,194	394,048
未払委託者報酬	3,484,625	3,546,298
未払利息	94	79
その他未払費用	22,779	23,318
流動負債合計	9,557,188	9,317,568
負債合計	9,557,188	9,317,568
純資産の部		
元本等		
元本	530,600,337	529,185,028
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）	191,118,941	197,788,935
（分配準備積立金）	45,920,707	49,591,360
元本等合計	721,719,278	726,973,963
純資産合計	721,719,278	726,973,963
負債純資産合計	731,276,466	736,291,531

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自 2018年11月17日 至 2019年11月18日	第20期 自 2019年11月19日 至 2020年11月16日
営業収益		
受取利息	32	342
有価証券売買等損益	26,702,008	19,918,499
その他収益	-	2
営業収益合計	26,702,040	19,918,843
営業費用		
支払利息	17,786	17,339
受託者報酬	754,329	781,190
委託者報酬	6,788,780	7,030,520
その他費用	31,172	25,031
営業費用合計	7,592,067	7,854,080
営業利益又は営業損失（ ）	19,109,973	12,064,763
経常利益又は経常損失（ ）	19,109,973	12,064,763
当期純利益又は当期純損失（ ）	19,109,973	12,064,763
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	717,890	1,214,499
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	171,481,179	191,118,941
剰余金増加額又は欠損金減少額	46,273,012	21,951,910
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	46,273,012	21,951,910
剰余金減少額又は欠損金増加額	39,721,330	24,327,698
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	39,721,330	24,327,698
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	5,306,003	4,233,480
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	191,118,941	197,788,935

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	前計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2019年11月19日から2020年11月16日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		第19期 2019年11月18日現在	第20期 2020年11月16日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	515,996,592円	530,600,337円
	期中追加設定元本額	134,656,567円	66,969,415円
	期中一部解約元本額	120,052,822円	68,384,724円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	530,600,337口	529,185,028口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.3602円 (13,602円)	1.3738円 (13,738円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第19期 自 2018年11月17日 至 2019年11月18日	第20期 自 2019年11月19日 至 2020年11月16日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、ＪＡ海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、ＪＡ海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,887,891円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（2,134,146円）、信託約款に規定される収益調整金（170,729,748円）及び分配準備積立金（43,204,673円）より、分配対象収益は221,956,458円（一万口当たり4,183.12円）であり、うち5,306,003円（一万口当たり100円）を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,934,281円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（8,344,981円）、信託約款に規定される収益調整金（175,812,486円）及び分配準備積立金（40,545,578円）より、分配対象収益は229,637,326円（一万口当たり4,339.45円）であり、うち4,233,480円（一万口当たり80円）を分配いたしました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第19期 自 2018年11月17日 至 2019年11月18日	第20期 自 2019年11月19日 至 2020年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期 2019年11月18日現在	第20期 2020年11月16日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第19期(自 2018年11月17日 至 2019年11月18日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	24,694,550
合計	24,694,550

第20期(自 2019年11月19日 至 2020年11月16日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	21,577,905
合計	21,577,905

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	J A 日本株式マザーファンド	73,998,459	148,914,498	
	J A 日本債券マザーファンド	309,937,202	436,670,523	
	J A 海外株式マザーファンド	23,661,904	73,624,014	
	J A 海外債券マザーファンド	11,797,757	36,403,158	
合 計		419,395,322	695,612,193	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＪＡ資産設計ファンド（成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 2019年11月18日現在	第20期 2020年11月16日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,730,798	-
コール・ローン	67,384,767	48,219,191
親投資信託受益証券	887,562,366	831,239,648
未収入金	-	357,373
流動資産合計	957,677,931	879,816,212
資産合計	957,677,931	879,816,212
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,314,658	8,073,393
未払解約金	-	8,006,611
未払受託者報酬	521,162	458,745
未払委託者報酬	5,211,576	4,587,367
未払利息	135	95
その他未払費用	30,525	27,512
流動負債合計	16,078,056	21,153,723
負債合計	16,078,056	21,153,723
純資産の部		
元本等		
元本	606,744,627	538,226,209
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	334,855,248	320,436,280
（分配準備積立金）	110,027,031	113,910,192
元本等合計	941,599,875	858,662,489
純資産合計	941,599,875	858,662,489
負債純資産合計	957,677,931	879,816,212

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自 2018年11月17日 至 2019年11月18日	第20期 自 2019年11月19日 至 2020年11月16日
営業収益		
受取利息	43	402
有価証券売買等損益	43,901,046	40,999,468
その他収益	-	144
営業収益合計	43,901,089	41,000,014
営業費用		
支払利息	23,166	20,852
受託者報酬	1,010,029	921,008
委託者報酬	10,100,219	9,209,969
その他費用	41,484	29,503
営業費用合計	11,174,898	10,181,332
営業利益又は営業損失（ ）	32,726,191	30,818,682
経常利益又は経常損失（ ）	32,726,191	30,818,682
当期純利益又は当期純損失（ ）	32,726,191	30,818,682
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	758,008	1,805,174
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	310,529,605	334,855,248
剰余金増加額又は欠損金減少額	63,336,794	23,772,186
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	63,336,794	23,772,186
剰余金減少額又は欠損金増加額	60,664,676	62,741,617
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	60,664,676	62,741,617
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	10,314,658	8,073,393
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	334,855,248	320,436,280

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．その他	前計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2019年11月19日から2020年11月16日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		第19期 2019年11月18日現在	第20期 2020年11月16日現在
１．	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	601,601,642円	606,744,627円
	期中追加設定元本額	123,394,357円	45,869,110円
	期中一部解約元本額	118,251,372円	114,387,528円
２．	計算期間の末日における受益権の総数	606,744,627口	538,226,209口
３．	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.5519円 (15,519円)	1.5954円 (15,954円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第19期 自 2018年11月17日 至 2019年11月18日	第20期 自 2019年11月19日 至 2020年11月16日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、ＪＡ海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、ＪＡ海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
２．分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,024,733円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（309,825,746円）及び分配準備積立金（109,316,956円）より、分配対象収益は430,167,435円（一万口当たり7,089.76円）であり、うち10,314,658円（一万口当たり170円）を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,101,867円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（22,668,021円）、信託約款に規定される収益調整金（282,626,811円）及び分配準備積立金（90,213,697円）より、分配対象収益は404,610,396円（一万口当たり7,517.48円）であり、うち8,073,393円（一万口当たり150円）を分配いたしました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第19期 自 2018年11月17日 至 2019年11月18日	第20期 自 2019年11月19日 至 2020年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期 2019年11月18日現在	第20期 2020年11月16日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第19期(自 2018年11月17日 至 2019年11月18日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	40,145,157
合計	40,145,157

第20期(自 2019年11月19日 至 2020年11月16日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	43,557,851
合計	43,557,851

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	J A 日本株式マザーファンド	154,020,024	309,949,896	
	J A 日本債券マザーファンド	215,199,711	303,194,872	
	J A 海外株式マザーファンド	42,253,941	131,473,137	
	J A 海外債券マザーファンド	28,072,901	86,621,743	
合 計		439,546,577	831,239,648	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＪＡ資産設計ファンド（積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 2019年11月18日現在	第20期 2020年11月16日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,298,686	-
コール・ローン	56,722,047	43,967,020
親投資信託受益証券	745,766,811	742,204,407
未収入金	-	4,457,522
流動資産合計	804,787,544	790,628,949
資産合計	804,787,544	790,628,949
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,777,483	9,030,085
未払解約金	-	15,869,963
未払受託者報酬	433,119	411,406
未払委託者報酬	5,197,380	4,936,811
未払利息	114	86
その他未払費用	25,703	24,303
流動負債合計	14,433,799	30,272,654
負債合計	14,433,799	30,272,654
純資産の部		
元本等		
元本	487,637,955	451,504,267
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	302,715,790	308,852,028
（分配準備積立金）	166,790,293	160,273,201
元本等合計	790,353,745	760,356,295
純資産合計	790,353,745	760,356,295
負債純資産合計	804,787,544	790,628,949

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自 2018年11月17日 至 2019年11月18日	第20期 自 2019年11月19日 至 2020年11月16日
営業収益		
受取利息	44	376
有価証券売買等損益	32,120,039	48,937,403
営業収益合計	32,120,083	48,937,779
営業費用		
支払利息	23,779	18,814
受託者報酬	851,923	814,258
委託者報酬	10,222,997	9,770,985
その他費用	36,737	26,144
営業費用合計	11,135,436	10,630,201
営業利益又は営業損失（ ）	20,984,647	38,307,578
経常利益又は経常損失（ ）	20,984,647	38,307,578
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,984,647	38,307,578
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,360,339	684,980
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	291,605,201	302,715,790
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,609,511	21,531,870
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,609,511	21,531,870
剰余金減少額又は欠損金増加額	39,066,425	45,358,105
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	39,066,425	45,358,105
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	8,777,483	9,030,085
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	302,715,790	308,852,028

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．その他	前計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2019年11月19日から2020年11月16日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		第19期 2019年11月18日現在	第20期 2020年11月16日現在
１．	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	489,774,030円	487,637,955円
	期中追加設定元本額	64,032,646円	37,484,419円
	期中一部解約元本額	66,168,721円	73,618,107円
２．	計算期間の末日における受益権の総数	487,637,955口	451,504,267口
３．	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.6208円 (16,208円)	1.6841円 (16,841円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第19期 自 2018年11月17日 至 2019年11月18日	第20期 自 2019年11月19日 至 2020年11月16日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、ＪＡ海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、ＪＡ海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
２．分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,553,451円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（263,915,317円）及び分配準備積立金（166,014,325円）より、分配対象収益は439,483,093円（一万口当たり9,012.49円）であり、うち8,777,483円（一万口当たり180円）を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,801,354円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（16,591,755円）、信託約款に規定される収益調整金（256,167,008円）及び分配準備積立金（142,910,177円）より、分配対象収益は425,470,294円（一万口当たり9,423.39円）であり、うち9,030,085円（一万口当たり200円）を分配いたしました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第19期 自 2018年11月17日 至 2019年11月18日	第20期 自 2019年11月19日 至 2020年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期 2019年11月18日現在	第20期 2020年11月16日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第19期(自 2018年11月17日 至 2019年11月18日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	32,861,548
合計	32,861,548

第20期(自 2019年11月19日 至 2020年11月16日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	50,930,198
合計	50,930,198

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	J A 日本株式マザーファンド	176,180,460	354,545,557	
	J A 日本債券マザーファンド	82,084,082	115,648,263	
	J A 海外株式マザーファンド	62,637,849	194,897,667	
	J A 海外債券マザーファンド	24,991,224	77,112,920	
合 計		345,893,615	742,204,407	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ＪＡ日本株式マザーファンド」受益証券、「ＪＡ日本債券マザーファンド」受益証券、「ＪＡ海外株式マザーファンド」受益証券及び「ＪＡ海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ＪＡ日本株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	2019年11月18日現在	2020年11月16日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,010,126	-
コール・ローン	49,601,574	42,774,337
株式	26,810,641,410	27,685,543,040
未収入金	72,529,059	142,014,742
未収配当金	248,824,730	238,365,818
流動資産合計	27,183,606,899	28,108,697,937
資産合計	27,183,606,899	28,108,697,937
負債の部		
流動負債		
未払金	71,032,151	-
未払解約金	71,298	142,371,377
未払利息	99	84
その他未払費用	1,160	-
流動負債合計	71,104,708	142,371,461
負債合計	71,104,708	142,371,461
純資産の部		
元本等		
元本	14,647,644,763	13,896,734,413
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	12,464,857,428	14,069,592,063
元本等合計	27,112,502,191	27,966,326,476
純資産合計	27,112,502,191	27,966,326,476
負債純資産合計	27,183,606,899	28,108,697,937

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		2019年11月18日現在	2020年11月16日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2018年11月17日	2019年11月19日
	同期首元本額	15,333,339,917円	14,647,644,763円
	同期中追加設定元本額	1,274,048,102円	4,382,203,297円
	同期中一部解約元本額	1,959,743,256円	5,133,113,647円
	元本の内訳		
	J A 日本株式ファンド	241,759,821円	209,001,444円
	J A 資産設計ファンド（安定型）	76,995,930円	73,998,459円
	J A 資産設計ファンド（成長型）	175,581,636円	154,020,024円
	J A 資産設計ファンド（積極型）	189,858,057円	176,180,460円
	NZAM 内外資産分散私募ファンド（適格機関投資家専用）	825,319,398円	757,429,018円
	J A 日本株式私募ファンド（適格機関投資家専用）	8,165,694,751円	7,979,010,891円
	J A グローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	4,972,435,170円	4,547,094,117円
	合計	14,647,644,763円	13,896,734,413円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	14,647,644,763口	13,896,734,413口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.8510円 (18,510円)	2.0124円 (20,124円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年11月17日 至 2019年11月18日	自 2019年11月19日 至 2020年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されています。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年11月18日現在	2020年11月16日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2018年11月17日 至 2019年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,040,231,597
合計	3,040,231,597

（自 2019年11月19日 至 2020年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,187,965,532
合計	2,187,965,532

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（２）附属明細表

第１ 有価証券明細表
株式

（単位：円）

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
コムシスホールディングス	56,200	3,115.00	175,063,000	
大成建設	27,500	3,540.00	97,350,000	
大和ハウス工業	79,000	3,208.00	253,432,000	
ライト工業	69,300	1,647.00	114,137,100	
協和エクシオ	55,800	2,749.00	153,394,200	
日清製粉グループ本社	88,800	1,770.00	157,176,000	
日本ハム	39,500	4,415.00	174,392,500	
アサヒグループホールディングス	56,200	4,114.00	231,206,800	
ハウス食品グループ本社	55,700	3,810.00	212,217,000	
東洋水産	48,600	5,260.00	255,636,000	
東レ	240,300	538.70	129,449,610	
ホギメディカル	36,300	3,200.00	116,160,000	
信越化学工業	40,200	15,330.00	616,266,000	
エア・ウォーター	123,300	1,745.00	215,158,500	
東京応化工業	31,400	6,290.00	197,506,000	
日本ゼオン	168,200	1,289.00	216,809,800	
花王	43,900	7,902.00	346,897,800	
富士フイルムホールディングス	25,700	5,671.00	145,744,700	
デクセリアルズ	111,200	1,191.00	132,439,200	
エフピコ	37,300	4,350.00	162,255,000	
武田薬品工業	131,500	3,565.00	468,797,500	
中外製薬	75,000	4,627.00	347,025,000	
J C R ファーマ	45,200	2,785.00	125,882,000	
第一三共	163,900	3,505.00	574,469,500	
ペプチドリーム	26,200	5,100.00	133,620,000	
出光興産	52,100	2,205.00	114,880,500	
TOYOTA TIRE	112,600	1,760.00	198,176,000	
日本製鉄	101,700	1,215.00	123,565,500	
三井金属鉱業	66,900	3,020.00	202,038,000	
三和ホールディングス	122,800	1,279.00	157,061,200	
LIXILグループ	96,400	2,405.00	231,842,000	
牧野フライス製作所	49,400	4,240.00	209,456,000	
ディスコ	7,100	30,450.00	216,195,000	
平田機工	31,600	6,900.00	218,040,000	
S M C	3,700	60,000.00	222,000,000	

ダイキン工業	7,000	23,655.00	165,585,000	
栗田工業	56,400	3,555.00	200,502,000	
C K D	131,700	2,087.00	274,857,900	
ジェイテクト	83,800	895.00	75,001,000	
コニカミノルタ	481,300	308.00	148,240,400	
日立製作所	92,000	3,872.00	356,224,000	
日本電産	45,000	11,670.00	525,150,000	
日本電気	46,000	5,500.00	253,000,000	
ルネサスエレクトロニクス	279,800	950.00	265,810,000	
ソニー	83,700	9,491.00	794,396,700	
ホシデン	148,000	880.00	130,240,000	
キーエンス	18,000	53,060.00	955,080,000	
村田製作所	79,100	8,134.00	643,399,400	
東京エレクトロン	10,400	32,570.00	338,728,000	
トヨタ自動車	102,700	7,474.00	767,579,800	
本田技研工業	162,500	3,055.00	496,437,500	
スズキ	24,600	5,398.00	132,790,800	
ヤマハ発動機	79,600	1,995.00	158,802,000	
豊田合成	67,400	2,926.00	197,212,400	
エフ・シー・シー	112,800	2,140.00	241,392,000	
テルモ	73,700	4,465.00	329,070,500	
H O Y A	40,000	12,715.00	508,600,000	
バンダイナムコホールディングス	33,100	8,766.00	290,154,600	
任天堂	8,800	53,440.00	470,272,000	
中部電力	115,600	1,268.50	146,638,600	
東京瓦斯	46,800	2,595.00	121,446,000	
メタウォーター	48,700	2,420.00	117,854,000	
東日本旅客鉄道	60,200	6,260.00	376,852,000	
東海旅客鉄道	9,300	14,150.00	131,595,000	
日立物流	43,600	3,410.00	148,676,000	
商船三井	115,300	2,650.00	305,545,000	
A N Aホールディングス	83,400	2,545.50	212,294,700	
野村総合研究所	64,000	3,430.00	219,520,000	
ギフトィ	24,200	3,265.00	79,013,000	
J M D C	19,900	5,200.00	103,480,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	50,800	3,685.00	187,198,000	
K D D I	202,600	3,150.00	638,190,000	
光通信	14,800	25,820.00	382,136,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	160,800	1,382.00	222,225,600	
コナミホールディングス	38,700	5,230.00	202,401,000	

ソフトバンクグループ	106,400	6,789.00	722,349,600	
あい ホールディングス	102,300	2,009.00	205,520,700	
マクニカ・富士エレホールディングス	65,900	2,021.00	133,183,900	
ラクト・ジャパン	55,200	3,005.00	165,876,000	
三洋貿易	76,100	980.00	74,578,000	
ビューティガレージ	24,400	2,906.00	70,906,400	
伯東	83,900	1,087.00	91,199,300	
伊藤忠商事	107,800	2,709.50	292,084,100	
三井物産	109,400	1,832.00	200,420,800	
ネクステージ	263,100	1,326.00	348,870,600	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	111,200	2,508.00	278,889,600	
島忠	24,100	5,490.00	132,309,000	
丸井グループ	94,900	2,072.00	196,632,800	
ケースホールディングス	71,100	1,337.00	95,060,700	
シルバーライフ	35,300	2,030.00	71,659,000	
ヤマダホールディングス	442,200	508.00	224,637,600	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	849,600	461.10	391,750,560	
りそなホールディングス	400,600	378.70	151,707,220	
三井住友トラスト・ホールディングス	99,700	3,145.00	313,556,500	
三井住友フィナンシャルグループ	124,100	3,158.00	391,907,800	
ふくおかフィナンシャルグループ	35,000	1,951.00	68,285,000	
ＳＢＩホールディングス	31,900	2,683.00	85,587,700	
野村ホールディングス	236,000	515.50	121,658,000	
第一生命ホールディングス	103,100	1,701.50	175,424,650	
東京海上ホールディングス	61,200	5,276.00	322,891,200	
オリックス	139,000	1,524.50	211,905,500	
三菱ＵＦＪリース	273,100	477.00	130,268,700	
ＳＲＥホールディングス	31,400	3,075.00	96,555,000	
三井不動産	94,600	2,129.50	201,450,700	
三菱地所	89,800	1,762.00	158,227,600	
エムスリー	12,000	8,082.00	96,984,000	
バリューコマース	97,100	3,190.00	309,749,000	
オリエンタルランド	9,900	17,160.00	169,884,000	
ラウンドワン	125,000	833.00	104,125,000	
リゾートトラスト	129,900	1,658.00	215,374,200	
エン・ジャパン	80,200	3,205.00	257,041,000	
リクルートホールディングス	67,400	4,690.00	316,106,000	
ウェルビー	79,900	1,647.00	131,595,300	
合 計	10,830,400		27,685,543,040	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ＪＡ日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(１) 貸借対照表

	2019年11月18日現在	2020年11月16日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	46,685,513	545,125
コール・ローン	1,144,449,297	758,723,131
国債証券	51,710,078,000	53,776,006,000
地方債証券	5,151,138,000	5,095,918,000
特殊債券	2,332,917,300	1,812,835,600
社債券	3,260,670,000	3,226,713,000
派生商品評価勘定	29,200,470	-
未収利息	105,672,328	90,847,035
前払費用	4,305,187	1,693,963
差入委託証拠金	14,490,000	3,480,000
流動資産合計	63,799,606,095	64,766,761,854
資産合計	63,799,606,095	64,766,761,854
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,970	-
前受金	33,820,000	-
未払金	-	399,895,920
未払解約金	12,213,895	26,220,248
未払利息	2,306	1,496
その他未払費用	9,120	-
流動負債合計	46,048,291	426,117,664
負債合計	46,048,291	426,117,664
純資産の部		
元本等		
元本	44,821,406,994	45,668,534,638
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	18,932,150,810	18,672,109,552
元本等合計	63,753,557,804	64,340,644,190
純資産合計	63,753,557,804	64,340,644,190
負債純資産合計	63,799,606,095	64,766,761,854

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2019年11月18日現在	2020年11月16日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
本書における開示対象ファンドの期首	2018年11月17日	2019年11月19日
同期首元本額	43,596,593,587円	44,821,406,994円
同期中追加設定元本額	4,528,999,936円	5,694,288,719円
同期中一部解約元本額	3,304,186,529円	4,847,161,075円
元本の内訳		
ＪＡ日本債券ファンド	751,618,492円	808,731,308円
ＪＡ資産設計ファンド（安定型）	303,586,994円	309,937,202円
ＪＡ資産設計ファンド（成長型）	230,750,689円	215,199,711円
ＪＡ資産設計ファンド（積極型）	83,215,320円	82,084,082円
農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（安定運用コース）	1,230,166,060円	1,744,820,656円
農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（資産形成コース）	594,242,471円	853,340,709円
NZAM 内外資産分散私募ファンド（適格機関投資家専用）	4,647,124,943円	4,656,886,344円
ＪＡ日本債券私募ファンド（適格機関投資家専用）	8,971,246,921円	9,038,770,394円
ＪＡグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	28,009,455,104円	27,958,764,232円
合計	44,821,406,994円	45,668,534,638円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	44,821,406,994口	45,668,534,638口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.4224円 (14,224円)	1.4089円 (14,089円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年11月17日 至 2019年11月18日	自 2019年11月19日 至 2020年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年11月18日現在	2020年11月16日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2018年11月17日 至 2019年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	331,077,500
地方債証券	7,760,000
特殊債券	5,631,700
社債券	6,720,000
合計	351,189,200

（自 2019年11月19日 至 2020年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	75,312,500
地方債証券	7,829,000
特殊債券	4,813,750
社債券	9,302,000
合計	97,257,250

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（債券関連）

（2019年11月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 売建	3,553,970,000	-	3,524,750,000	29,220,000
合計		3,553,970,000	-	3,524,750,000	29,220,000

（注）時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（2020年11月16日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第４１２回利付国債（２年）	4,450,000,000	4,467,800,000	
	第１３４回利付国債（５年）	3,700,000,000	3,719,388,000	
	第１４２回利付国債（５年）	1,850,000,000	1,868,648,000	
	第１４３回利付国債（５年）	1,300,000,000	1,313,611,000	
	第１４４回利付国債（５年）	2,700,000,000	2,728,647,000	
	第５回利付国債（４０年）	450,000,000	621,090,000	
	第１２回利付国債（４０年）	650,000,000	612,553,500	
	第３３０回利付国債（１０年）	800,000,000	821,448,000	
	第３３８回利付国債（１０年）	300,000,000	307,068,000	
	第３４０回利付国債（１０年）	1,450,000,000	1,486,714,000	
	第３４２回利付国債（１０年）	2,200,000,000	2,225,388,000	
	第３４４回利付国債（１０年）	2,400,000,000	2,430,336,000	
	第３４８回利付国債（１０年）	1,550,000,000	1,571,886,000	
	第３４９回利付国債（１０年）	1,000,000,000	1,014,280,000	
	第３５１回利付国債（１０年）	1,400,000,000	1,419,782,000	
	第３５２回利付国債（１０年）	3,100,000,000	3,142,780,000	
	第３５７回利付国債（１０年）	1,150,000,000	1,162,029,000	
	第３５８回利付国債（１０年）	500,000,000	504,900,000	
	第３５９回利付国債（１０年）	1,100,000,000	1,109,482,000	
	第１５回利付国債（３０年）	250,000,000	328,020,000	
	第１７回利付国債（３０年）	50,000,000	65,298,000	
	第１８回利付国債（３０年）	50,000,000	64,769,500	
	第２１回利付国債（３０年）	50,000,000	65,237,000	
	第３０回利付国債（３０年）	100,000,000	134,411,000	
	第３２回利付国債（３０年）	50,000,000	67,781,000	
	第３４回利付国債（３０年）	50,000,000	67,306,000	
	第３５回利付国債（３０年）	100,000,000	131,158,000	
	第３７回利付国債（３０年）	700,000,000	909,076,000	
	第３９回利付国債（３０年）	850,000,000	1,108,400,000	
	第４４回利付国債（３０年）	550,000,000	697,273,500	
	第４７回利付国債（３０年）	50,000,000	62,453,500	
	第４９回利付国債（３０年）	200,000,000	240,664,000	
	第５２回利付国債（３０年）	500,000,000	493,785,000	
	第５４回利付国債（３０年）	1,000,000,000	1,057,510,000	

	第 5 9 回利付国債（ 3 0 年）	1,100,000,000	1,130,041,000	
	第 6 1 回利付国債（ 3 0 年）	600,000,000	614,418,000	
	第 6 5 回利付国債（ 3 0 年）	950,000,000	891,888,500	
	第 1 0 7 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	117,608,000	
	第 1 1 3 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	118,881,000	
	第 1 1 4 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	119,252,000	
	第 1 2 4 回利付国債（ 2 0 年）	450,000,000	539,181,000	
	第 1 2 8 回利付国債（ 2 0 年）	600,000,000	717,294,000	
	第 1 3 2 回利付国債（ 2 0 年）	1,000,000,000	1,180,030,000	
	第 1 4 0 回利付国債（ 2 0 年）	1,100,000,000	1,306,723,000	
	第 1 4 8 回利付国債（ 2 0 年）	1,050,000,000	1,234,527,000	
	第 1 4 9 回利付国債（ 2 0 年）	1,350,000,000	1,589,530,500	
	第 1 5 6 回利付国債（ 2 0 年）	300,000,000	306,645,000	
	第 1 5 8 回利付国債（ 2 0 年）	700,000,000	724,458,000	
	第 1 6 0 回利付国債（ 2 0 年）	700,000,000	745,927,000	
	第 1 6 2 回利付国債（ 2 0 年）	800,000,000	838,472,000	
	第 1 6 5 回利付国債（ 2 0 年）	900,000,000	925,434,000	
	第 1 6 7 回利付国債（ 2 0 年）	200,000,000	205,102,000	
	第 1 6 8 回利付国債（ 2 0 年）	700,000,000	704,816,000	
	第 1 6 9 回利付国債（ 2 0 年）	500,000,000	493,910,000	
	第 1 7 2 回利付国債（ 2 0 年）	500,000,000	500,895,000	
	第 1 7 3 回利付国債（ 2 0 年）	750,000,000	750,000,000	
国債証券 合計		51,150,000,000	53,776,006,000	
地方債証券	第 7 3 7 回東京都公募公債	500,000,000	509,600,000	
	第 7 4 6 回東京都公募公債	500,000,000	511,100,000	
	第 7 5 0 回東京都公募公債	100,000,000	102,026,000	
	第 7 5 8 回東京都公募公債	300,000,000	299,748,000	
	第 7 8 3 回東京都公募公債	600,000,000	607,254,000	
	第 4 8 2 回名古屋市公募公債（ 1 0 年）	700,000,000	710,129,000	
	第 4 回横浜市公募公債（ 3 0 年）	400,000,000	535,884,000	
	第 2 1 回地方公共団体金融機構債券（ 2 0 年）	600,000,000	707,454,000	
	第 2 4 回地方公共団体金融機構債券	500,000,000	503,165,000	
	F 2 2 9 回地方公共団体金融機構債券	600,000,000	609,558,000	
地方債証券 合計		4,800,000,000	5,095,918,000	
特殊債券	第 1 回政府保証新関西国際空港債券	100,000,000	101,473,000	
	第 1 6 回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	505,000,000	512,857,800	
	第 3 6 回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	200,000,000	200,042,000	
	第 1 7 7 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,660,000	

	第 1 9 2 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	126,428,000	
	第 3 8 回政府保証地方公共団体金融機構債券	300,000,000	304,305,000	
	第 4 7 回政府保証地方公共団体金融機構債券	140,000,000	141,871,800	
	第 6 6 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	300,000,000	324,198,000	
特殊債券 合計		1,745,000,000	1,812,835,600	
社債券	第 1 1 0 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	614,136,000	
	第 1 4 2 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,636,000	
	第 1 4 8 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	305,523,000	
	第 4 9 回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	474,088,000	
	第 1 6 4 回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	409,100,000	
	第 3 9 回中日本高速道路株式会社社債	600,000,000	606,798,000	
	第 1 8 回西日本高速道路株式会社社債	400,000,000	408,068,000	
	第 3 3 回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	100,000,000	100,906,000	
	第 3 4 回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	100,000,000	101,334,000	
	第 7 2 回東日本旅客鉄道株式会社社債	100,000,000	100,124,000	
社債券 合計		3,100,000,000	3,226,713,000	
合計		60,795,000,000	63,911,472,600	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ＪＡ海外株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(１) 貸借対照表

	2019年11月18日現在	2020年11月16日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	727,264,424	539,185,540
金銭信託	6,203,477	-
コール・ローン	153,076,077	91,518,292
株式	33,335,555,960	32,099,556,988
派生商品評価勘定	-	754,000
未収入金	-	359,856,478
未収配当金	23,213,274	29,841,774
流動資産合計	34,245,313,212	33,120,713,072
資産合計	34,245,313,212	33,120,713,072
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	338,644
未払解約金	35,649	269,293,586
未払利息	308	180
その他未払費用	1,303	-
流動負債合計	37,260	269,632,410
負債合計	37,260	269,632,410
純資産の部		
元本等		
元本	11,708,672,788	10,558,039,188
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	22,536,603,164	22,293,041,474
元本等合計	34,245,275,952	32,851,080,662
純資産合計	34,245,275,952	32,851,080,662
負債純資産合計	34,245,313,212	33,120,713,072

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2019年11月18日現在	2020年11月16日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2018年11月17日	2019年11月19日
	同期首元本額	10,394,716,130円	11,708,672,788円
	同期中追加設定元本額	2,787,049,627円	2,253,516,665円
	同期中一部解約元本額	1,473,092,969円	3,404,150,265円
	元本の内訳		
	ＪＡ海外株式ファンド	168,893,131円	170,021,916円
	ＪＡ資産設計ファンド（安定型）	24,606,341円	23,661,904円
	ＪＡ資産設計ファンド（成長型）	48,099,625円	42,253,941円
	ＪＡ資産設計ファンド（積極型）	67,411,973円	62,637,849円
	NZAM 内外資産分散私募ファンド（適格機関投資家専用）	349,083,892円	323,066,428円
	ＪＡ海外株式私募ファンド（適格機関投資家専用）	7,443,035,230円	7,115,676,280円
	ＪＡグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	2,102,673,427円	1,940,075,474円
	NZAM バランスファンド2-B私募1812（適格機関投資家専用）	364,731,259円	474,415,884円
	NZAM バランスファンド1-A私募1901（適格機関投資家専用）	574,392,034円	- 円
	NZAM バランスファンド1-B私募1902（適格機関投資家専用）	565,745,876円	406,229,512円
	合計	11,708,672,788円	10,558,039,188円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	11,708,672,788口	10,558,039,188口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.9248円 (29,248円)	3.1115円 (31,115円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年11月17日 至 2019年11月18日	自 2019年11月19日 至 2020年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年11月18日現在	2020年11月16日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2018年11月17日 至 2019年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	490,467,597
合計	490,467,597

（自 2019年11月19日 至 2020年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,793,670,157
合計	1,793,670,157

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（2019年11月18日現在）

該当事項はありません。

（2020年11月16日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	46,274,953	-	46,167,958	106,995
	売建				
	米ドル	272,922,000	-	272,168,000	754,000
	オーストラリアドル	46,274,953	-	46,506,602	231,649
合計		365,471,906	-	364,842,560	415,356

（注）時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CIMAREX ENERGY CO	23,321	32.10	748,604.10	
	BARRICK GOLD CORP	210,607	25.89	5,452,615.23	
	KINROSS GOLD CORP	148,734	8.02	1,192,846.68	
	NEWMONT CORP	44,158	65.71	2,901,622.18	
	AEROJET ROCKETDYNE HOLDINGS	24,409	36.09	880,920.81	
	LOCKHEED MARTIN CORP	4,325	375.14	1,622,480.50	
	CLEAN HARBORS INC	30,430	71.45	2,174,223.50	
	MANPOWERGROUP INC	53,479	87.01	4,653,207.79	
	GRAHAM HOLDINGS CO	578	446.75	258,221.50	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	9,151	77.55	709,660.05	
	ALPHABET INC-CL A	6,334	1,772.26	11,225,494.84	
	CHARTER COMMUNICATIONS-A	8,210	647.19	5,313,429.90	
	COMCAST CORP-CL A	215,724	49.00	10,570,476.00	
	DISH NETWORK CORP-A	30,893	31.54	974,365.22	
	OMNICOM GROUP	17,898	58.36	1,044,527.28	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	16,126	161.83	2,609,670.58	
	AMAZON.COM INC	462	3,128.81	1,445,510.22	
	KROGER CO	164,113	32.14	5,274,591.82	
	WALMART INC	54,946	150.54	8,271,570.84	
	CAMPBELL SOUP CO	14,165	49.19	696,776.35	
	COCA-COLA EUROPEAN PARTNERS	18,782	39.50	741,889.00	
	INGREDION INC	16,657	73.41	1,222,790.37	
	KRAFT HEINZ CO/THE	19,553	31.61	618,070.33	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	88,951	75.89	6,750,491.39	
	ANTHEM INC	6,665	332.96	2,219,178.40	
	CENTENE CORP	14,602	69.05	1,008,268.10	
	ENCOMPASS HEALTH CORP	9,249	72.02	666,112.98	
	HCA HEALTHCARE INC	18,307	149.75	2,741,473.25	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	27,878	355.67	9,915,368.26	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	41,919	133.20	5,583,610.80	
	BIOGEN INC	6,889	248.59	1,712,536.51	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	132,945	63.62	8,457,960.90	
	ELI LILLY & CO	46,004	142.38	6,550,049.52	
	JOHNSON & JOHNSON	6,171	149.90	925,032.90	
	PFIZER INC	151,078	38.62	5,834,632.36	

	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	1,601	488.59	782,232.59	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	32,455	31.75	1,030,446.25	
	RADIAN GROUP INC	89,567	18.43	1,650,719.81	
	STERLING BANCORP/DE	87,994	15.47	1,361,267.18	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	35,679	24.61	878,060.19	
	ONEMAIN HOLDINGS INC	10,589	39.36	416,783.04	
	VOYA FINANCIAL INC	15,131	55.34	837,349.54	
	METLIFE INC	18,366	44.74	821,694.84	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	12,463	73.13	911,419.19	
	ACCENTURE PLC-CL A	11,216	241.78	2,711,804.48	
	ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	17,096	66.06	1,129,361.76	
	CACI INTERNATIONAL INC -CL A	9,712	236.82	2,299,995.84	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	69,100	77.19	5,333,829.00	
	EXLSERVICE HOLDINGS INC	32,677	81.86	2,674,939.22	
	LEIDOS HOLDINGS INC	61,334	98.47	6,039,558.98	
	MICROSOFT CORP	44,733	216.51	9,685,141.83	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	39,985	64.83	2,592,227.55	
	WEX INC	5,672	166.87	946,486.64	
	APPLE INC	45,205	119.26	5,391,148.30	
	XEROX HOLDINGS CORP	17,053	21.64	369,026.92	
	AT&T INC	93,398	28.91	2,700,136.18	
	CENTURYLINK INC	45,277	9.85	445,978.45	
	TELEPHONE AND DATA SYSTEMS	31,516	19.09	601,640.44	
	AES CORP	172,088	20.87	3,591,476.56	
	AVANGRID INC	53,623	50.56	2,711,178.88	
	EXELON CORP	236,121	42.89	10,127,229.69	
	HAWAIIAN ELECTRIC INDS	14,942	37.33	557,784.86	
	NRG ENERGY INC	130,174	32.14	4,183,792.36	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	140,009	59.38	8,313,734.42	
	UGI CORP	36,102	36.43	1,315,195.86	
	VISTRA CORP	74,144	19.73	1,462,861.12	
	ADVANCED MICRO DEVICES	10,595	81.43	862,750.85	
	KLA CORPORATION	3,097	236.10	731,201.70	
	LAM RESEARCH CORP	5,171	426.31	2,204,449.01	
	MICRON TECHNOLOGY INC	103,158	57.93	5,975,942.94	
	NVIDIA CORP	7,718	531.88	4,105,049.84	
	TERADYNE INC	20,899	102.29	2,137,758.71	
	米ドル 小計	3,519,373		222,859,935.48	
				(23,331,206,645)	
カナダドル	LOBLAW COMPANIES LTD	24,726	65.70	1,624,498.20	

	WESTON (GEORGE) LTD	6,888	100.07	689,282.16	
カナダドル 小計		31,614		2,313,780.36 (184,639,672)	
ユーロ	EIFFAGE	8,180	81.42	666,015.60	
	DEUTSCHE POST AG-REG	129,760	38.87	5,043,771.20	
	VOLKSWAGEN AG	20,884	157.90	3,297,583.60	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N.V.	290,193	23.19	6,729,575.67	
	UCB SA	35,011	93.36	3,268,626.96	
	AGEAS	55,016	38.96	2,143,423.36	
	DEUTSCHE WOHNEN SE	32,441	42.49	1,378,418.09	
	KOJAMO OYJ	23,184	17.30	401,083.20	
	LEG IMMOBILIEN AG	15,219	119.28	1,815,322.32	
	TAG IMMOBILIEN AG	94,710	25.20	2,386,692.00	
	KONINKLIJKE KPN NV	946,529	2.57	2,440,151.76	
	RWE AG	105,217	34.97	3,679,438.49	
	ASM INTERNATIONAL NV	6,165	135.20	833,508.00	
ユーロ 小計		1,762,509		34,083,610.25 (4,224,322,654)	
英ポンド	BERKELEY GROUP HOLDINGS	19,681	46.75	920,086.75	
	WPP PLC	255,378	7.24	1,850,468.98	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	214,644	27.90	5,988,567.60	
	TATE & LYLE PLC	62,936	6.72	423,055.79	
	ASTRAZENECA PLC	10,451	86.33	902,234.83	
	STANDARD CHARTERED PLC	128,996	4.16	537,784.32	
英ポンド 小計		692,086		10,622,198.27 (1,469,368,686)	
スイスフラン	ADECCO GROUP AG-REG	44,931	52.60	2,363,370.60	
	NESTLE SA-REG	10,876	106.06	1,153,508.56	
	NOVARTIS AG-REG	108,908	78.40	8,538,387.20	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	7,529	313.10	2,357,329.90	
	PSP SWISS PROPERTY AG-REG	7,594	114.00	865,716.00	
スイスフラン 小計		179,838		15,278,312.26 (1,753,491,898)	
スウェーデン クローネ	SWEDISH MATCH AB	7,619	688.40	5,244,919.60	
	スウェーデンクローネ 小計	7,619		5,244,919.60 (63,306,179)	
ノルウェーク ローネ	EQUINOR ASA	50,965	134.35	6,847,147.75	
	ノルウェークローネ 小計	50,965		6,847,147.75 (78,399,841)	

デンマーククローネ	A P MOLLER-MAERSK A/S-B	420	11,360.00	4,771,200.00	
	CARLSBERG AS-B	26,210	945.40	24,778,934.00	
デンマーククローネ 小計		26,630		29,550,134.00 (491,418,728)	
香港ドル	CNOOC LTD	1,148,573	8.54	9,808,813.42	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	256,000	41.45	10,611,200.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	330,918	30.80	10,192,274.40	
	KERRY PROPERTIES LTD	321,000	20.80	6,676,800.00	
香港ドル 小計		2,056,491		37,289,087.82 (503,402,685)	
合 計		8,327,125		32,099,556,988 (32,099,556,988)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 72銘柄	71.0%	72.7%
カナダドル	株式 2銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	株式 13銘柄	12.9%	13.1%
英ポンド	株式 6銘柄	4.5%	4.6%
スイスフラン	株式 5銘柄	5.3%	5.5%
スウェーデンクローネ	株式 1銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	0.2%	0.2%
デンマーククローネ	株式 2銘柄	1.5%	1.5%
香港ドル	株式 4銘柄	1.5%	1.6%

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（２）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「ＪＡ海外債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(１) 貸借対照表

	2019年11月18日現在	2020年11月16日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	794,006,588	631,075,021
金銭信託	3,480,245	-
コール・ローン	85,878,024	146,851,174
国債証券	18,004,291,822	17,039,113,306
特殊債券	24,323,488	216,064,260
社債券	468,605,702	714,941,484
派生商品評価勘定	16,878,233	29,670,089
未収利息	58,833,086	70,988,337
前払費用	15,057,251	7,184,152
流動資産合計	19,471,354,439	18,855,887,823
資産合計	19,471,354,439	18,855,887,823
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,021,755	40,146,801
未払金	382,902,554	77,628,347
未払解約金	215,179	538,894
未払利息	173	289
その他未払費用	603	-
流動負債合計	392,140,264	118,314,331
負債合計	392,140,264	118,314,331
純資産の部		
元本等		
元本	6,479,113,414	6,072,632,578
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	12,600,100,761	12,664,940,914
元本等合計	19,079,214,175	18,737,573,492
純資産合計	19,079,214,175	18,737,573,492
負債純資産合計	19,471,354,439	18,855,887,823

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2019年11月18日現在	2020年11月16日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2018年11月17日	2019年11月19日
	同期首元本額	6,624,586,932円	6,479,113,414円
	同期中追加設定元本額	54,684,792円	61,299,900円
	同期中一部解約元本額	200,158,310円	467,780,736円
	元本の内訳		
	ＪＡ海外債券ファンド	88,579,513円	82,322,877円
	ＪＡ資産設計ファンド（安定型）	12,199,478円	11,797,757円
	ＪＡ資産設計ファンド（成長型）	31,806,023円	28,072,901円
	ＪＡ資産設計ファンド（積極型）	26,762,502円	24,991,224円
	ＪＡ海外債券ファンド（隔月分配型）	33,151,746円	31,361,631円
	NZAM 内外資産分散私募ファンド（適格機関投資家専用）	172,758,179円	129,125,359円
	ＪＡ海外債券私募ファンド（適格機関投資家専用）	5,070,571,563円	4,988,773,574円
	ＪＡグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	1,043,284,410円	776,187,255円
	合計	6,479,113,414円	6,072,632,578円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	6,479,113,414口	6,072,632,578口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.9447円 (29,447円)	3.0856円 (30,856円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年11月17日 至 2019年11月18日	自 2019年11月19日 至 2020年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年11月18日現在	2020年11月16日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2018年11月17日 至 2019年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	143,132,853
特殊債券	32,575
社債券	89,549
合計	143,254,977

（自 2019年11月19日 至 2020年11月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	112,776,486
特殊債券	448,015
社債券	470,908
合計	112,799,379

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2019年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	1,648,837,407	-	1,649,268,450	431,043
	メキシコペソ	79,395,490	-	79,546,560	151,070
	ユーロ	786,955,855	-	783,616,014	3,339,841
	英ポンド	571,582,785	-	572,940,810	1,358,025
	スイスフラン	166,833,999	-	166,115,100	718,899
	スウェーデン				
	クローネ	143,808,384	-	143,823,310	14,926
	ノルウェーク				
	ローネ	91,368,060	-	91,996,320	628,260
	デンマークク				
	ローネ	10,307,468	-	10,175,200	132,268
	ポーランドズ				
	ロチ	43,451,108	-	42,783,420	667,688
	オーストラリ				
	アドル	65,210,724	-	64,148,400	1,062,324
	シンガポール				
	ドル	87,839,384	-	87,672,240	167,144
	南アフリカラ				
	ンド	100,398,399	-	102,516,700	2,118,301
	売建				
	米ドル	2,147,151,656	-	2,143,575,973	3,575,683
	カナダドル	6,329,622	-	6,297,457	32,165
	メキシコペソ	38,184,300	-	37,782,360	401,940
	ユーロ	396,503,668	-	394,598,191	1,905,477
	英ポンド	257,857,310	-	258,294,140	436,830
	スウェーデン				
	クローネ	344,774,020	-	344,774,020	-
	デンマークク				
	ローネ	1,583,577	-	1,591,485	7,908
	オーストラリ				
	アドル	162,755,360	-	160,333,920	2,421,440
	ニュージーラ				
	ンドドル	394,203,720	-	392,905,140	1,298,580
	シンガポール				
	ドル	46,645,830	-	46,593,360	52,470
合計		7,591,978,126	-	7,581,348,570	7,856,478

（2020年11月16日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	2,052,818,842	-	2,058,590,753	5,771,911
	カナダドル	73,229,546	-	72,998,700	230,846
	メキシコペソ	50,719,300	-	53,249,400	2,530,100
	ユーロ	776,092,317	-	777,360,130	1,267,813
	英ポンド	378,447,582	-	386,133,600	7,686,018
	スイスフラン	97,142,751	-	97,571,500	428,749
	スウェーデン クローネ	21,869,523	-	22,426,060	556,537
	ポーランドズ ロチ	11,934,195	-	12,443,090	508,895
	オーストラリ アドル	226,374,912	-	229,022,580	2,647,668
	ニュージーラ ンドドル	33,011,436	-	33,811,800	800,364
	シンガポール ドル	84,073,374	-	85,280,780	1,207,406
	売建				
	米ドル	1,752,894,936	-	1,754,491,181	1,596,245
	カナダドル	23,093,735	-	23,455,355	361,620
	ユーロ	1,104,939,180	-	1,117,657,150	12,717,970
	英ポンド	294,035,900	-	300,664,200	6,628,300
	スイスフラン	226,449,100	-	226,710,250	261,150
	ノルウェーク ローネ	45,575,880	-	46,303,800	727,920
	デンマークク ローネ	857,641	-	856,610	1,031
	オーストラリ アドル	258,387,500	-	266,709,840	8,322,340
	ニュージーラ ンドドル	64,658,756	-	67,145,019	2,486,263
	シンガポール ドル	34,821,150	-	35,371,700	550,550
合計		7,611,427,556	-	7,668,253,498	10,476,712

（注）時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	T-BOND 2.0 500215	1,980,000.00	2,152,167.12	
		T-BOND 2.75 471115	427,000.00	537,269.37	
		T-BOND 3.0 480215	2,852,000.00	3,751,159.73	
		T-BOND 3.125 480515	1,182,000.00	1,589,743.78	
		T-BOND 3.625 440215	2,022,000.00	2,873,451.46	
		T-BOND 3.75 410815	351,000.00	500,449.20	
		T-BOND 4.375 391115	1,309,000.00	1,989,168.57	
		T-BOND 4.5 360215	2,317,000.00	3,415,945.68	
		T-NOTE 0.5 250331	5,573,000.00	5,609,354.89	
		T-NOTE 1.375 230831	2,813,000.00	2,903,213.75	
		T-NOTE 1.5 300215	1,412,000.00	1,496,664.79	
		T-NOTE 1.75 220430	11,646,000.00	11,915,313.75	
		T-NOTE 2.375 240815	6,945,000.00	7,484,050.75	
		T-NOTE 2.375 290515	6,083,000.00	6,885,195.62	
		T-NOTE 2.5 240515	12,506,000.00	13,472,283.59	
	国債証券 小計		59,418,000.00	66,575,432.05 (6,969,781,981)	
	特殊債券	PORT AUTH 1.086 230701	220,000.00	222,503.60	
	特殊債券 小計		220,000.00	222,503.60 (23,293,901)	
	社債券	AT&T INC 1.65 280201	555,000.00	556,249.47	
		BAC V 1.486 240519	525,000.00	535,471.23	
		BMJ 0.537 231113	650,000.00	650,293.47	
		CVS HEALTH 3.35 210309	350,000.00	353,283.98	
		GILEAD 0.75 230929	700,000.00	701,529.50	
		IBM 2.85 220513	630,000.00	653,752.44	
		ICE 0.7 230615	350,000.00	351,972.21	
		PNC 2.2 241101	525,000.00	554,935.86	
		STARBUCKS 1.3 220507	215,000.00	217,715.62	
		SUTHEA 1.321 250815	150,000.00	151,362.28	
		UNITEDHEALTH 1.25 260115	105,000.00	107,237.24	
		WFC 2.1 210726	425,000.00	430,214.32	
	社債券 小計		5,180,000.00	5,264,017.62 (551,090,004)	

米ドル小計			64,818,000.00	72,061,953.27 (7,544,165,886)	
カナダドル	国債証券	CAN GOV 0.25 220801	888,000.00	887,955.60	
		CAN GOV 0.75 210901	350,000.00	351,547.00	
		CAN GOV 1.0 270601	200,000.00	205,826.00	
		CAN GOV 1.25 300601	155,000.00	162,196.65	
		CAN GOV 1.5 260601	400,000.00	421,896.00	
		CAN GOV 2.25 250601	550,000.00	595,320.00	
		CAN GOV 3.5 451201	652,000.00	975,861.44	
		CAN GOV 5.75 330601	365,000.00	576,579.55	
	国債証券 小計		3,560,000.00	4,177,182.24 (333,339,142)	
	社債券	MET 3.107 210416	500,000.00	505,420.00	
社債券 小計		500,000.00	505,420.00 (40,332,516)		
カナダドル小計			4,060,000.00	4,682,602.24 (373,671,658)	
メキシコペソ	国債証券	MBONO 10.0 361120	5,163,400.00	6,885,652.07	
		MBONO 7.5 270603	9,240,700.00	10,237,124.68	
		MBONO 7.75 421113	3,129,000.00	3,413,551.26	
メキシコペソ小計			17,533,100.00	20,536,328.01 (105,762,089)	
ユーロ	国債証券	AUSTRIA 0.5 290220	345,000.00	373,559.79	
		AUSTRIA 0.75 510320	53,000.00	62,743.52	
		AUSTRIA 0.85 1200630	33,000.00	42,151.82	
		AUSTRIA 1.5 470220	114,000.00	156,512.16	
		AUSTRIA 2.1 1170920	42,000.00	91,911.96	
		AUSTRIA 2.4 340523	455,000.00	618,818.20	
		AUSTRIA 3.15 440620	57,000.00	99,567.03	
		AUSTRIA 3.65 220420	515,000.00	546,842.45	
		BELGIUM 0 271022	340,000.00	352,041.44	
		BELGIUM 0.5 241022	620,000.00	648,949.04	
		BELGIUM 0.8 250622	535,000.00	571,064.35	
		BELGIUM 1.25 330422	540,000.00	639,921.60	
		BELGIUM 1.7 500622	255,000.00	351,230.88	
		BELGIUM 2.25 570622	81,000.00	131,420.88	
		BELGIUM 4.25 410328	264,000.00	480,336.91	
		BELGIUM 5.0 350328	245,000.00	427,282.45	
		BTPS 0.3 230815	1,499,000.00	1,523,103.92	
		BTPS 1.35 220415	2,445,000.00	2,506,320.60	
		BTPS 1.35 300401	1,000.00	1,072.30	

BTPS 1.65 301201	2,833,000.00	3,112,016.49	
BTPS 1.7 510901	508,000.00	526,357.08	
BTPS 1.8 410301	409,000.00	443,834.53	
BTPS 1.85 250701	4,345,000.00	4,716,480.11	
BTPS 2.45 500901	53,000.00	64,682.15	
BTPS 2.8 670301	13,000.00	17,022.43	
BTPS 3.1 400301	190,000.00	249,846.96	
BTPS 3.35 350301	335,000.00	441,258.65	
BTPS 3.75 240901	870,000.00	998,499.00	
BTPS 3.85 490901	161,000.00	249,459.51	
BTPS 4.75 440901	431,000.00	722,954.22	
BTPS 5.0 400901	324,000.00	534,999.16	
BUND 0 300815	1,039,000.00	1,098,231.31	
BUND 2.5 460815	925,000.00	1,582,560.27	
FINNISH 0 300915	325,000.00	337,175.80	
FINNISH 0.875 250915	285,000.00	306,452.52	
FINNISH 1.375 470415	103,000.00	140,004.60	
IRISH 0.2 301018	309,000.00	321,996.54	
IRISH 1.1 290515	343,912.00	385,767.46	
IRISH 1.5 500515	116,000.00	151,817.55	
IRISH 1.7 370515	66,000.00	83,559.96	
NETHER 0 240115	724,000.00	740,557.88	
NETHER 0 300715	659,000.00	688,523.20	
NETHER 0.25 250715	353,000.00	368,740.97	
NETHER 0.5 400115	224,000.00	253,846.64	
NETHER 2.75 470115	170,000.00	300,412.10	
NETHER 4.0 370115	230,000.00	392,612.76	
OAT 0 210225	977,000.00	978,520.21	
OAT 0 230225	2,759,000.00	2,801,924.52	
OAT 0 250325	1,811,000.00	1,862,359.96	
OAT 0 260225	1,691,000.00	1,743,995.75	
OAT 0 291125	3,725,000.00	3,854,898.19	
OAT 2.0 480525	186,000.00	270,779.54	
OAT 3.25 450525	976,000.00	1,683,389.18	
OAT 4.0 550425	369,000.00	798,700.50	
OAT 4.0 600425	79,000.00	181,366.30	
OAT 4.5 410425	481,000.00	911,057.29	
OAT 4.75 350425	324,000.00	555,566.68	
OBL 0 241018	4,495,000.00	4,629,571.31	
OBL 0 250411	1,857,000.00	1,918,975.51	
SPA GOVT 0 230430	1,197,000.00	1,212,641.91	

		SPA GOVT 0 250131	1,736,000.00	1,766,727.20	
		SPA GOVT 0.8 270730	321,000.00	342,054.39	
		SPA GOVT 1 501031	526,000.00	536,677.80	
		SPA GOVT 1.2 401031	533,000.00	584,888.61	
		SPA GOVT 1.25 301031	2,185,000.00	2,429,886.06	
		SPA GOVT 3.45 660730	75,000.00	134,718.60	
		SPA GOVT 4.65 250730	623,000.00	772,524.67	
		SPA GOVT 4.7 410730	395,000.00	703,024.95	
	国債証券 小計		52,103,912.00	59,528,770.28 (7,377,995,788)	
	特殊債券	EURO UNION 0 251104	502,000.00	517,017.83	
		EURO UNION 0.3 501104	112,000.00	115,895.36	
		KFW 0 260930	484,000.00	499,726.12	
		KFW 0 300917	409,000.00	422,712.95	
	特殊債券 小計		1,507,000.00	1,555,352.26 (192,770,359)	
	社債券	FIS 0.125 221203	325,000.00	327,075.45	
		ONTTFT 0.5 250506	651,000.00	669,527.46	
	社債券 小計		976,000.00	996,602.91 (123,518,964)	
	ユーロ小計			54,586,912.00	62,080,725.45 (7,694,285,111)
英ポンド	国債証券	GILT 0.125 230131	580,000.00	581,508.00	
		GILT 0.125 240131	875,000.00	878,018.75	
		GILT 0.375 301022	1,337,000.00	1,338,069.60	
		GILT 0.5 611022	320,000.00	280,300.80	
		GILT 0.625 250607	956,000.00	982,407.49	
		GILT 0.625 501022	48,000.00	44,220.00	
		GILT 2.5 650722	493,000.00	792,771.60	
		GILT 3.5 680722	100,000.00	204,065.90	
		GILT 4.25 401207	622,000.00	1,015,910.17	
		GILT 4.25 461207	1,154,000.00	2,045,945.98	
英ポンド小計			6,485,000.00	8,163,218.29 (1,129,217,986)	
スウェーデン クロネ	国債証券	SWEDEN 2.25 320601	1,555,000.00	1,941,075.40	
		SWEDEN 2.5 250512	1,340,000.00	1,512,059.21	
スウェーデンクロネ小計			2,895,000.00	3,453,134.61 (41,679,334)	
ノル ウェー クロネ	国債証券	NORWAY GOV 1.375 300819	5,461,000.00	5,765,505.36	
		NORWAY GOV 1.75 270217	1,745,000.00	1,870,500.40	

ノルウェークローネ小計			7,206,000.00	7,636,005.76 (87,432,265)	
デンマーククローネ	国債証券	DENMARK 1.5 231115	2,210,000.00	2,353,208.00	
		DENMARK 4.5 391115	1,868,000.00	3,556,364.90	
デンマーククローネ小計			4,078,000.00	5,909,572.90 (98,276,197)	
ポーランドズロチ	国債証券	POLGB 2.5 270725	1,799,000.00	1,999,928.14	
		POLGB 3.25 250725	1,750,000.00	1,978,655.00	
ポーランドズロチ小計			3,549,000.00	3,978,583.14 (109,769,108)	
オーストラリアドル	国債証券	AUD GOV 0.25 241121	600,000.00	601,317.78	
		AUD GOV 1.75 510621	49,000.00	47,651.33	
		AUD GOV 2.25 221121	445,000.00	464,167.12	
		AUD GOV 2.25 280521	701,000.00	785,792.46	
		AUD GOV 2.75 240421	679,000.00	740,142.93	
		AUD GOV 2.75 291121	556,000.00	651,114.74	
		AUD GOV 2.75 410521	176,000.00	209,547.99	
		AUD GOV 3.0 470321	691,000.00	866,850.72	
		AUD GOV 3.25 290421	3,357,000.00	4,053,477.46	
オーストラリアドル小計			7,254,000.00	8,420,062.53 (642,450,771)	
ニュージーランドドル	国債証券	NZDGOV 1.75 410515	123,000.00	127,739.19	
		NZDGOV 2.75 370415	219,000.00	267,042.03	
ニュージーランドドル小計			342,000.00	394,781.22 (28,404,508)	
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE 2.75 420401	155,000.00	197,702.50	
		SINGAPORE 2.875 290701	272,000.00	315,928.00	
		SINGAPORE 3.0 240901	879,000.00	965,142.00	
シンガポールドル小計			1,306,000.00	1,478,772.50 (115,004,137)	
合計				17,970,119,050 (17,970,119,050)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 15銘柄	37.2%	38.8%
	特殊債券 1銘柄	0.1%	0.1%
	社債券 12銘柄	2.9%	3.1%
カナダドル	国債証券 8銘柄	1.8%	1.9%
	社債券 1銘柄	0.2%	0.2%
メキシコペソ	国債証券 3銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	国債証券 68銘柄	39.4%	41.0%
	特殊債券 4銘柄	1.0%	1.1%
	社債券 2銘柄	0.7%	0.7%
英ポンド	国債証券 10銘柄	6.0%	6.3%
スウェーデンクローネ	国債証券 2銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券 2銘柄	0.5%	0.5%
デンマーククローネ	国債証券 2銘柄	0.5%	0.5%
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	0.6%	0.6%
オーストラリアドル	国債証券 9銘柄	3.4%	3.6%
ニュージーランドドル	国債証券 2銘柄	0.2%	0.2%
シンガポールドル	国債証券 3銘柄	0.6%	0.6%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（２）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

J A 資産設計ファンド（安定型）

（2020年12月30日現在）

資産総額	673,505,459円
負債総額	2,905,873円
純資産総額（ - ）	670,599,586円
発行済口数	482,514,633口
1万口当たり純資産額（ / ）	13,898円

J A 資産設計ファンド（成長型）

（2020年12月30日現在）

資産総額	857,181,664円
負債総額	1,930,996円
純資産総額（ - ）	855,250,668円
発行済口数	525,581,119口
1万口当たり純資産額（ / ）	16,272円

J A 資産設計ファンド（積極型）

（2020年12月30日現在）

資産総額	786,713,638円
負債総額	2,643,014円
純資産総額（ - ）	784,070,624円
発行済口数	453,276,703口
1万口当たり純資産額（ / ）	17,298円

（参考）

J A 日本株式マザーファンド

純資産額計算書

（2020年12月30日現在）

資産総額	29,354,941,470円
負債総額	234,718,443円
純資産総額（ - ）	29,120,223,027円
発行済口数	13,856,913,467口
1万口当たり純資産額（ / ）	21,015円

ＪＡ日本債券マザーファンド

純資産額計算書

（2020年12月30日現在）

資産総額	67,112,194,640円
負債総額	2,152,520,528円
純資産総額（ - ）	64,959,674,112円
発行済口数	46,092,003,266口
1万口当たり純資産額（ / ）	14,093円

ＪＡ海外株式マザーファンド

純資産額計算書

（2020年12月30日現在）

資産総額	34,102,379,859円
負債総額	79,290円
純資産総額（ - ）	34,102,300,569円
発行済口数	10,619,042,861口
1万口当たり純資産額（ / ）	32,114円

ＪＡ海外債券マザーファンド

純資産額計算書

（2020年12月30日現在）

資産総額	18,947,585,487円
負債総額	32,708,364円
純資産総額（ - ）	18,914,877,123円
発行済口数	6,067,295,156口
1万口当たり純資産額（ / ）	31,175円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

（７）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2020年12月30日現在）

34億2千万円

発行する株式の総数：116,400株（普通株式101,400株、A種種類株式15,000株）

発行済株式総数：53,400株（普通株式38,400株、A種種類株式15,000株）

最近5年間における資本金の額の増減

・2012年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

（注）A種種類株式は議決権を有しません。

（2）委託会社等の機構

a．委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b．運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

1．投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2．資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3．銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4．個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

5．運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

6．運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

運用の流れ

1．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2020年12月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	272本	4,281,602百万円
公社債投資信託	75本	295,752百万円
合計	347本	4,577,354百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1		10,953,987		1,500,057
分別金信託			100,000		100,000
有価証券			91,023		-
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券			1,000,000		1,000,000
立替金			-		18,100,000
前払費用			116,844		124,580
未収委託者報酬			1,672,837		1,838,990
未収運用受託報酬			197,286		150,845
未収投資助言報酬			146,031		162,884
未収収益			1,546		989
その他			30,225		49,574
流動資産計			14,309,782		23,027,922
固定資産					
有形固定資産			148,382		160,681
建物	2	95,253		98,910	
器具備品	2	53,129		61,770	
無形固定資産			8,281		7,610
商標権		5,886		5,216	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産			5,244,866		4,303,635
投資有価証券		964,082		1,003,692	
その他の関係会社有価証券		4,000,000		3,000,000	
長期差入保証金		82,624		80,859	
長期前払費用		2,743		2,702	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		188,715		209,680	
固定資産計			5,401,530		4,471,926
資産合計			19,711,313		27,499,849

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
借入金			-		7,000,000
預り金			1,500,896		838,534
未払金			619,815		674,602
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		603,800		659,294	
その他未払金		12,868		12,161	
未払費用			125,004		152,123
未払法人税等			651,420		665,703
未払消費税等			98,144		137,084
賞与引当金			180,895		192,976
流動負債計			3,176,175		9,661,024
固定負債					
退職給付引当金			187,460		204,533
役員退任慰労引当金			59,600		45,400
固定負債計			247,060		249,933
負債合計			3,423,235		9,910,957
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,420,000		3,420,000
資本剰余金					
資本準備金		1,500,000		1,500,000	
資本剰余金計			1,500,000		1,500,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		11,256,010		12,619,519	
別途積立金		8,805,000		10,005,000	
繰越利益剰余金		2,451,010		2,614,519	
利益剰余金計			11,330,050		12,693,559
株主資本計			16,250,050		17,613,559
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			38,026		24,667
評価・換算差額等計			38,026		24,667
純資産合計			16,288,077		17,588,892
負債純資産合計			19,711,313		27,499,849

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			7,793,271		8,458,016
運用受託報酬			965,238		898,248
投資助言報酬			281,724		280,440
その他営業収益			593		-
営業収益計			9,040,826		9,636,704
営業費用					
支払手数料			1,704,583		1,614,335
広告宣伝費			37,891		15,912
調査費			1,160,822		1,357,718
調査費		540,390		580,513	
委託調査費		618,070		774,552	
図書費		2,361		2,652	
委託計算費			339,499		362,447
営業雑経費			84,914		110,063
通信費		21,031		21,707	
印刷費		41,155		58,336	
協会費		13,173		15,124	
諸会費		1,347		1,469	
その他営業雑経費		8,205		13,425	
営業費用計			3,327,712		3,460,477
一般管理費					
給料			1,336,594		1,403,962
役員報酬		88,362		84,469	
給料・手当		895,684		939,814	
賞与		156,753		176,302	
賞与引当金繰入額		180,895		192,976	
役員退任慰労引当金繰入額		14,900		10,400	
福利厚生費			170,844		184,734
交際費			18,673		21,211
旅費交通費			39,994		43,592
租税公課			93,387		103,638
不動産賃借料			169,149		174,195
賃借料			1,748		-
役員退任慰労金			-		3,750
退職給付費用			44,599		46,152
固定資産減価償却費			28,828		31,759
業務委託費			282,049		346,403
諸経費			142,172		160,019
一般管理費計			2,328,042		2,519,421
営業利益			3,385,071		3,656,806

		前事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）		当事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）		金額 （千円）	
営業外収益					
受取配当金			9,268		7,701
有価証券利息	1		8,193		5,681
受取利息			62		82
投資有価証券売却益			1,131		25,593
投資有価証券償還益			104		637
その他			132		564
営業外収益計			18,892		40,260
営業外費用					
支払利息	1		4,391		3,925
投資有価証券売却損			28,297		1,036
投資有価証券償還損			146		-
その他			268		3,232
営業外費用計			33,103		8,193
經常利益			3,370,861		3,688,874
特別損失					
固定資産除却損	2		0		13
特別損失計			0		13
税引前当期純利益			3,370,861		3,688,860
法人税、住民税及び事業税			1,040,431		1,145,683
法人税等調整額			10,324		11,686
法人税等合計			1,030,106		1,133,996
当期純利益			2,340,754		2,554,863

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,905,000	2,000,856	9,979,896	14,899,896
当期変動額								
剰余金の配当						990,600	990,600	990,600
別途積立金の積立					900,000	900,000	—	—
当期純利益						2,340,754	2,340,754	2,340,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	900,000	450,154	1,350,154	1,350,154
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	8,805,000	2,451,010	11,330,050	16,250,050

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	51,680	51,680	14,951,577
当期変動額			
剰余金の配当			990,600
別途積立金の積立			—
当期純利益			2,340,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	13,653	13,653	13,653
当期変動額合計	13,653	13,653	1,336,500
当期末残高	38,026	38,026	16,288,077

当事業年度(自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	8,805,000	2,451,010	11,330,050	16,250,050
当期変動額								
剰余金の配当						1,191,355	1,191,355	1,191,355
別途積立金の積立					1,200,000	1,200,000	—	—
当期純利益						2,554,863	2,554,863	2,554,863
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	1,200,000	163,508	1,363,508	1,363,508
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	10,005,000	2,614,519	12,693,559	17,613,559

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	38,026	38,026	16,288,077
当期変動額			
剰余金の配当			1,191,355
別途積立金の積立			—
当期純利益			2,554,863
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	62,693	62,693	62,693
当期変動額合計	62,693	62,693	1,300,814
当期末残高	24,667	24,667	17,588,892

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 3～15年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

（３）役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 10,848,776千円	1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 1,357,112千円
2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 86,645千円 器具備品 105,592千円 合計 192,238千円	2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 93,907千円 器具備品 126,749千円 合計 220,656千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 有価証券利息 8,193千円 支払利息 4,391千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 有価証券利息 5,681千円 支払利息 3,925千円
2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 0千円 合計 0千円	2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 13千円 合計 13千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
A種種類株式（株）	15,000	—	—	15,000
合 計（株）	53,400	—	—	53,400

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	969,600	25,250	2018年3月31日	2018年6月26日
	A種種類株式	21,000	1,400	2018年3月31日	2018年6月26日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,170,355	利益剰余金	30,478	2019年3月31日	2019年6月25日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	2019年3月31日	2019年6月25日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	-	-	38,400
A種種類株式（株）	15,000	-	-	15,000
合 計（株）	53,400	-	-	53,400

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,170,355	30,478	2019年3月31日	2019年6月25日
	A種種類株式	21,000	1,400	2019年3月31日	2019年6月25日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,286,400	利益剰余金	33,500	2020年3月31日	2020年6月26日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	2020年3月31日	2020年6月26日

（リース取引関係）

前事業年度 2019年3月31日	当事業年度 2020年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,953,987	10,953,987	-
(2)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,055,106	1,055,106	-
(3)その他の関係会社有価証券（*） 満期保有目的の債券	5,000,000	5,003,175	3,175
資産計	17,009,094	17,012,269	3,175

（*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	10,953,697	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満 期のあるもの	91,023	661,233	34,918	1,045
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	4,000,000	-	-
合計	12,044,720	4,661,233	34,918	1,045

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,500,057	1,500,057	-
(2)立替金	18,100,000	18,100,000	-
(3)未収委託者報酬	1,838,990	1,838,990	-
(4)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,003,692	1,003,692	-
(5)その他の関係会社有価証券(＊) 満期保有目的の債券	4,000,000	3,998,450	1,550
資産計	26,442,739	26,441,189	1,550
(1)短期借入金	7,000,000	7,000,000	-
負債計	7,000,000	7,000,000	-

(＊) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 立替金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、当期の決算日の基準価額によっております。

(5) その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関が提示する参考時価情報によっております。

負 債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	1,499,843	-	-	-
未収委託者報酬	1,838,990	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満 期のあるもの	-	542,216	86,552	90,900
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	3,000,000	-	-
合計	4,338,833	3,542,216	86,552	90,900

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の返済日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	7,000,000	-	-	-	-	-
合計	7,000,000	-	-	-	-	-

（有価証券関係）

前事業年度（2019年3月31日）

１．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	2,750,000	2,754,025	4,025
	小計	2,750,000	2,754,025	4,025
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	2,250,000	2,249,150	850
	小計	2,250,000	2,249,150	850
合計		5,000,000	5,003,175	3,175

２．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	662,842	573,533	89,308
	小計	662,842	573,533	89,308
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	392,264	426,739	34,475
	小計	392,264	426,739	34,475
合計		1,055,106	1,000,273	54,832

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	281,834	1,131	28,297
合計	281,834	1,131	28,297

当事業年度（2020年3月31日）

１．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	750,000	750,450	450
	小計	750,000	750,450	450
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	3,250,000	3,248,000	2,000
	小計	3,250,000	3,248,000	2,000
合計		4,000,000	3,998,450	1,550

２．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	527,717	457,409	70,307
	小計	527,717	457,409	70,307
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	475,975	563,421	87,446
	小計	475,975	563,421	87,446
合計		1,003,692	1,020,831	17,138

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

３．売却したその他有価証券

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	117,187	25,593	1,036
合計	117,187	25,593	1,036

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	179,077	187,460
退職給付費用	28,033	28,307
退職給付の支払額	19,650	11,234
退職給付引当金の期末残高	187,460	204,533

（２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 （2019年3月31日）	当事業年度 （2020年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務	187,460	204,533
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	187,460	204,533
退職給付引当金	187,460	204,533
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	187,460	204,533

（３）退職給付費用

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	28,033	28,307

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)																																																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr><td>ソフトウェア償却超過額</td><td>51,625</td></tr> <tr><td>敷金償却否認</td><td>3,960</td></tr> <tr><td>会員権評価損否認</td><td>2,591</td></tr> <tr><td>電話加入権評価損</td><td>1,395</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>55,390</td></tr> <tr><td>役員退任慰労引当金</td><td>18,249</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>57,400</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>10,556</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>35,833</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5,272</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>242,275</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>26,213</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>216,062</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>27,346</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>27,346</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>188,715</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	ソフトウェア償却超過額	51,625	敷金償却否認	3,960	会員権評価損否認	2,591	電話加入権評価損	1,395	賞与引当金	55,390	役員退任慰労引当金	18,249	退職給付引当金	57,400	その他有価証券評価差額金	10,556	未払事業税	35,833	その他	5,272	繰延税金資産小計	242,275	評価性引当額	26,213	繰延税金資産合計	216,062	その他有価証券評価差額金	27,346	繰延税金負債合計	27,346	繰延税金資産の純額	188,715	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr><td>ソフトウェア償却超過額</td><td>52,965</td></tr> <tr><td>敷金償却否認</td><td>4,450</td></tr> <tr><td>会員権評価損否認</td><td>2,591</td></tr> <tr><td>電話加入権評価損</td><td>1,395</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>59,089</td></tr> <tr><td>役員退任慰労引当金</td><td>13,901</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>62,628</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>26,775</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>36,548</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5,978</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>266,324</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>35,115</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>231,208</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>21,528</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>21,528</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>209,680</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	ソフトウェア償却超過額	52,965	敷金償却否認	4,450	会員権評価損否認	2,591	電話加入権評価損	1,395	賞与引当金	59,089	役員退任慰労引当金	13,901	退職給付引当金	62,628	その他有価証券評価差額金	26,775	未払事業税	36,548	その他	5,978	繰延税金資産小計	266,324	評価性引当額	35,115	繰延税金資産合計	231,208	その他有価証券評価差額金	21,528	繰延税金負債合計	21,528	繰延税金資産の純額	209,680
ソフトウェア償却超過額	51,625																																																																
敷金償却否認	3,960																																																																
会員権評価損否認	2,591																																																																
電話加入権評価損	1,395																																																																
賞与引当金	55,390																																																																
役員退任慰労引当金	18,249																																																																
退職給付引当金	57,400																																																																
その他有価証券評価差額金	10,556																																																																
未払事業税	35,833																																																																
その他	5,272																																																																
繰延税金資産小計	242,275																																																																
評価性引当額	26,213																																																																
繰延税金資産合計	216,062																																																																
その他有価証券評価差額金	27,346																																																																
繰延税金負債合計	27,346																																																																
繰延税金資産の純額	188,715																																																																
ソフトウェア償却超過額	52,965																																																																
敷金償却否認	4,450																																																																
会員権評価損否認	2,591																																																																
電話加入権評価損	1,395																																																																
賞与引当金	59,089																																																																
役員退任慰労引当金	13,901																																																																
退職給付引当金	62,628																																																																
その他有価証券評価差額金	26,775																																																																
未払事業税	36,548																																																																
その他	5,978																																																																
繰延税金資産小計	266,324																																																																
評価性引当額	35,115																																																																
繰延税金資産合計	231,208																																																																
その他有価証券評価差額金	21,528																																																																
繰延税金負債合計	21,528																																																																
繰延税金資産の純額	209,680																																																																

（資産除去債務関係）

前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。	本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
8,136,568	904,257	9,040,826

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,741,003	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,153,935	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	604,053	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
8,768,245	868,459	9,636,704

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,913,159	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,433,389	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	587,396	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等役員の兼任	資金の借入に係る利息の支払（*）	4,391	短期借入金	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、アームズレンジスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等役員の兼任	資金の借入に係る利息の支払（*）	3,925	短期借入金	7,000,000

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、アームズレンジスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
１株当たり純資産額	345,496円81銭	379,372円18銭
１株当たり当期純利益金額	60,410円26銭	65,986円03銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
当期純利益金額（千円）	2,340,754	2,554,863
普通株主に帰属しない金額（千円）	21,000	21,000
（うちＡ種種類株式配当額(千円)）	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	2,319,754	2,533,863
普通株式の期中平均株式数（株）	38,400	38,400

３．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2019年3月31日）	当事業年度 （2020年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	16,288,077	17,588,892
純資産の部の合計額から控除する金額 （千円）	3,021,000	3,021,000
（うちＡ種種類株式払込金額(千円)）	(3,000,000)	(3,000,000)
（うちＡ種種類株式配当額(千円)）	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る期末の純資産額 （千円）	13,267,077	14,567,892
１株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	38,400	38,400

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第28期中間会計期間 (2020年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		12,794,627
分別金信託		100,000
有価証券		44,706
1年内償還予定のその他の 関係会社有価証券		1,000,000
前払費用		153,317
未収委託者報酬		1,860,178
未収運用受託報酬		149,315
未収投資助言報酬		159,174
未収収益		699
その他		39,892
流動資産計		16,301,911
固定資産		
有形固定資産	1	156,588
建物		94,752
器具備品		61,836
無形固定資産		7,275
投資その他の資産		3,736,705
投資有価証券		937,775
その他の関係会社有価証券		2,500,000
長期差入保証金		80,059
長期前払費用		2,201
会員権		6,700
繰延税金資産		209,969
固定資産計		3,900,569
資産合計		20,202,481

		第28期中間会計期間 (2020年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		993,354
未払金		802,141
未払費用		154,871
未払法人税等		454,824
未払消費税等		66,710
賞与引当金		221,708
流動負債計		2,693,610
固定負債		
退職給付引当金		220,037
役員退任慰労引当金		52,400
固定負債計		272,437
負債合計		2,966,047
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		3,420,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金計		1,500,000
利益剰余金		
利益準備金		74,040
その他利益剰余金		12,238,585
別途積立金		11,205,000
繰越利益剰余金		1,033,585
利益剰余金計		12,312,625
株主資本計		17,232,625
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		3,807
評価・換算差額等計		3,807
純資産合計		17,236,433
負債純資産合計		20,202,481

(2) 中間損益計算書

		第28期中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		3,884,485
運用受託報酬		329,330
投資助言報酬		138,602
営業収益計		4,352,418
営業費用		
支払手数料		672,378
その他		1,015,916
営業費用計		1,688,294
一般管理費	1	1,320,123
営業利益		1,344,000
営業外収益	2	6,350
営業外費用	3	8,569
経常利益		1,341,782
特別損失	4	1,058
税引前中間純利益		1,340,723
法人税、住民税及び事業税		418,109
法人税等調整額		3,851
法人税等合計		414,257
中間純利益		926,466

(3) 中間株主資本等変動計算書

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	10,005,000	2,614,519	12,693,559	17,613,559
当中間期変動額								
剰余金の配当						1,307,400	1,307,400	1,307,400
別途積立金の積立					1,200,000	1,200,000	—	—
中間純利益						926,466	926,466	926,466
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	1,200,000	1,580,933	380,933	380,933
当中間期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	11,205,000	1,033,585	12,312,625	17,232,625

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	24,667	24,667	17,588,892
当中間期変動額			
剰余金の配当			1,307,400
別途積立金の積立			—
中間純利益			926,466
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	28,475	28,475	28,475
当中間期変動額合計	28,475	28,475	352,458
当中間期末残高	3,807	3,807	17,236,433

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第28期中間会計期間 (2020年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	228,613千円

（中間損益計算書関係）

第28期中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	16,520千円
無形固定資産	335千円
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	2,655千円
有価証券利息	1,872千円
受取利息	48千円
投資信託償還益	1,736千円
3 営業外費用の主要項目	
支払利息	698千円
投資信託売却損	6,544千円
投資信託償還損	1,325千円
4 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	1,058千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	38,400	-	-	38,400
A種種類株式（株）	15,000	-	-	15,000
合 計（株）	53,400	-	-	53,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,286,400	33,500	2020年3月31日	2020年6月26日
	A種種類株式	21,000	1,400	2020年3月31日	2020年6月26日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第28期中間会計期間（2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	12,794,627	12,794,627	-
(2)未収委託者報酬	1,860,178	1,860,178	-
(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	982,481	982,481	-
(4)その他の関係会社有価証券（*） 満期保有目的の債券	3,500,000	3,502,875	2,875
資産計	19,137,287	19,140,162	2,875

（*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(4)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第28期中間会計期間（2020年9月30日）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	3,500,000	3,502,875	2,875
	小計	3,500,000	3,502,875	2,875
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,500,000	3,502,875	2,875

2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	435,987	352,532	83,455
	小計	435,987	352,532	83,455
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	546,493	615,049	68,555
	小計	546,493	615,049	68,555
合計		982,481	967,581	14,899

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当中間会計期間末においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

（デリバティブ取引関係）

第28期中間会計期間（2020年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

本社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を営業費用に計上しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
4,035,274	317,143	4,352,418

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	707,985	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	892,786	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	211,834	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 (2020年9月30日)
1株当たり純資産額	370,740円45銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	17,236,433
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,000,000
(うちA種種類株式払込金額)(千円)	(3,000,000)
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	14,236,433
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	38,400

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	24,126円73銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	926,466
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	926,466
普通株式の期中平均株式数(株)	38,400

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。 ）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について

該当事項はありません。

（２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額（2020年3月末日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概況 >

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額（2020年3月末日現在）

10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(単位：百万円) (2020年3月末日現在)	事業の内容
農林中央金庫	4,040,198	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余剰資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
岩手県信用農業協同組合連合会	1 23,463	農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでおります。
茨城県信用農業協同組合連合会	1 28,669	
埼玉県信用農業協同組合連合会	1 165,600	
東京都信用農業協同組合連合会	1 130,200	
神奈川県信用農業協同組合連合会	1 201,700	
長野県信用農業協同組合連合会	1 60,662	
石川県信用農業協同組合連合会	1 33,047	
岐阜県信用農業協同組合連合会	1 74,618	
静岡県信用農業協同組合連合会	1 161,300	
三重県信用農業協同組合連合会	1 68,752	
大阪府信用農業協同組合連合会	1 140,600	
和歌山県信用農業協同組合連合会	1 57,883	
高知県信用農業協同組合連合会	1 24,879	
福岡県信用農業協同組合連合会	1 46,173	
きたそらち農業協同組合	1 3,331	
岩手中央農業協同組合	1 4,329	
岩手江刺農業協同組合	1 2,328	
仙台農業協同組合	1 3,375	
みやぎ亘理農業協同組合	1 1,532	
みやぎ登米農業協同組合	1 6,378	

新みやぎ農業協同組合	1	10,536
いしのまき農業協同組合	1	4,584
みやぎ仙南農業協同組合	1	3,882
秋田しんせい農業協同組合	1	5,410
さがえ西村山農業協同組合	1	3,682
ふくしま未来農業協同組合	1	15,999
茨城みなみ農業協同組合	1	1,231
北つくば農業協同組合	1	3,393
はが野農業協同組合	1	3,888
さいたま農業協同組合	1	8,291
あさか野農業協同組合	1	867
いるま野農業協同組合	1	5,778
埼玉中央農業協同組合	1	2,349
くまがや農業協同組合	1	2,721
ほくさい農業協同組合	1	3,135
越谷市農業協同組合	1	2,035
南彩農業協同組合	1	2,835
埼玉みずほ農業協同組合	1	1,469
さいかつ農業協同組合	1	1,842
ふかや農業協同組合	1	1,732
横浜農業協同組合	1	11,919
セレサ川崎農業協同組合	1	2,517
よこすか葉山農業協同組合	1	1,411
さがみ農業協同組合	1	5,161
湘南農業協同組合	1	3,301
秦野市農業協同組合	1	1,698
かながわ西湘農業協同組合	1	2,448
厚木市農業協同組合	1	2,477
相模原市農業協同組合	1	859
神奈川つくい農業協同組合	1	806
信州うえだ農業協同組合	1	4,172
信州諏訪農業協同組合	1	6,384
みなみ信州農業協同組合	1	4,436
松本ハイランド農業協同組合	1	6,494
グリーン長野農業協同組合	1	3,803
ながの農業協同組合	1	12,924
ぎふ農業協同組合	1	7,192
西美濃農業協同組合	1	4,584
いび川農業協同組合	1	2,019
めぐみの農業協同組合	1	4,997
陶都信用農業協同組合	1	1,604
東美濃農業協同組合	1	2,610
飛騨農業協同組合	1	6,452
伊豆太陽農業協同組合	1	1,757
三島函南農業協同組合	1	1,012
伊豆の国農業協同組合	1	902
あいら伊豆農業協同組合	1	901
南駿農業協同組合	1	3,113

御殿場農業協同組合	1	1,215
富士市農業協同組合	1	1,467
富士宮農業協同組合	1	932
清水農業協同組合	1	2,945
静岡市農業協同組合	1	1,868
大井川農業協同組合	1	3,364
ハイナン農業協同組合	1	840
掛川市農業協同組合	1	766
遠州夢咲農業協同組合	1	3,495
遠州中央農業協同組合	1	3,273
とぴあ浜松農業協同組合	1	3,677
三ヶ日町農業協同組合	1	295
あいち中央農業協同組合	1	3,542
あいち豊田農業協同組合	1	1,808
愛知東農業協同組合	1	948
ひまわり農業協同組合	1	1,406
三重北農業協同組合	1	6,148
伊勢農業協同組合	1	6,287
伊賀ふるさと農業協同組合	1	3,733
甲賀農業協同組合	1	2,518
北大阪農業協同組合	1	1,845
茨木市農業協同組合	1	1,217
大阪泉州農業協同組合	1	1,961
いずみの農業協同組合	1	2,841
堺市農業協同組合	1	1,190
大阪南農業協同組合	1	3,728
グリーン大阪農業協同組合	1	1,466
大阪中河内農業協同組合	1	4,237
北河内農業協同組合	1	2,640
大阪市農業協同組合	1	2,318
兵庫六甲農業協同組合	1	5,754
丹波ひかみ農業協同組合	1	2,220
淡路日の出農業協同組合	1	1,862
奈良県農業協同組合	1	9,371
わかやま農業協同組合	1	4,698
ながみね農業協同組合	1	2,012
紀の里農業協同組合	1	3,716
紀北川上農業協同組合	1	4,671
ありだ農業協同組合	1	2,091
紀州農業協同組合	1	3,712
紀南農業協同組合	1	4,778
みくまの農業協同組合	1	1,059
鳥取西部農業協同組合	1	5,066
島根県農業協同組合	1	22,328
山口県農業協同組合	1	16,655
越智今治農業協同組合	1	6,444
高知市農業協同組合	1	4,777
宮崎中央農業協同組合	1	5,718

延岡農業協同組合	1	1,416	
みずほ証券株式会社		125,167	「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。

1 出資金の額（2020年3月末日現在）

（3）投資顧問会社

名称	資本金の額 （2019年12月末日現在）	事業の内容
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	480.1百万米ドル	一任契約に基づくポート フォリオ運用業務および ポートフォリオ運用に関す る助言業務を行っていま す。
ウエリントン・マネージメント香港リミテッド	3.1百万米ドル	
ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド	5.6百万米ドル	

2【関係業務の概要】

（1）受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

（2）販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫^{（注）}と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

（注）農林中央金庫は本書提出日現在、新規の募集の取扱い・販売を中止しております。

（3）投資顧問会社

委託会社から、親投資信託における外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図、投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式を保有しており、持株比率は36.61%、議決権保有比率は50.91%です。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

（注）委託者においては普通株式のほか議決権を有しないA種種類株式を発行しているため、持株比率と議決権保有比率が一致しません。

第 3 【参考情報】

当計算期間中において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類を以下のとおり提出しております。

書類名	提出年月日	提出先
有価証券報告書	2020年 2 月18日	関東財務局
有価証券届出書	2020年 2 月18日	
半期報告書	2020年 8 月18日	
有価証券届出書	2020年 8 月18日	

独立監査人の監査報告書

2020年6月18日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 細野 和也 印

公認会計士 長尾 充洋 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年1月6日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

P w Cあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和 田 渉
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「JA資産設計ファンド（安定型）」の2019年11月19日から2020年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「JA資産設計ファンド（安定型）」の2020年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年1月6日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

P w Cあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「JA資産設計ファンド（成長型）」の2019年11月19日から2020年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「JA資産設計ファンド（成長型）」の2020年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年1月6日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

P w Cあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「JA資産設計ファンド（積極型）」の2019年11月19日から2020年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「JA資産設計ファンド（積極型）」の2020年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月10日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 細野 和也 印
公認会計士 長尾 充洋 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。